

総務文教常任委員会

平成18年3月9日(木)

総務文教常任委員会

日 時 平成18年3月9日(木)午前10時02分開会 - 午前17時05分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 鍛冶委員長、奥野副委員長、和田(博)、反保、和田(勝)、田島

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 川端、竹内、中原、辻下

理事者 石田町長、平助役、田中教育長、中口総務部長、竹本総務部副理事兼秘書政策室長兼人権推進課長、白井総務部副理事兼行政改革推進室長、南総務部副理事兼行政管理課長、吉田税務課長、谷下秘書政策室長代理兼人権推進課長代理、谷口収入役室副理事兼会計課長、笠間教育次長兼給食センター所長、淵原教育委員会副理事兼生涯学習課長、一本教育委員会副理事兼青少年センター・文化センター所長、入口教育委員会副理事兼淡輪公民館長、唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱、茂野淡輪幼稚園長、矢萩指導室長、山路指導室参事

協議事項

- (1) 議案第2号 平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件
- (2) 議案第3号 平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件
- (3) 議案第6号 平成18年度岬町一般会計予算の件
- (4) 議案第7号 平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件
- (5) 議案第14号 平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- (6) 議案第15号 平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件
- (7) 議案第16号 平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
- (8) 議案第17号 平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件

- (9) 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件
- (10) 議案第 2 7 号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件
- (11) 議案第 2 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- (12) 議案第 2 9 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
- (13) 議案第 3 0 号 岬町特別会計条例の一部を改正する件
- (14) 議案第 3 1 号 岬町税条例の一部を改正する件
- (15) 議案第 3 9 号 岬町公民館条例の一部を改正する件
- (16) 議案第 4 0 号 岬町財産区基金条例の一部を改正する件
- (17) その他

(午前10時02分 開会)

委員長 皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ当委員会に出席いただきありがとうございます。
ございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に進みますよう皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名、欠席委員は1名であります。鳥谷部議員が体調不良ということで欠席しております。

なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモード、または電源を切っていただくようお願いいたします。

過日、本会議で総務文教委員会に付託を受けました案件16件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方につきまして、委員の皆さん、何か意見ございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、委員の質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、案件1、議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」のうち総務文教委員会に付託されました案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明させます。

吉田税務課長 税務課の吉田です。よろしくお願いします。

歳入、町税です。町民税、個人、現年度課税、補正予算額5,500万、補正後の予算5億8,419万6,000円です。

同じく町民税、法人、現年度課税、補正予算額2,400万、補正後の予算額1億1,189万3,000円。法人税割分です。

以上です。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

それでは、引き続きまして地方交付税についてご説明申し上げます。今回、普通交付税585万6,000円を補正するものでございます。この補正の原因といたしましては、国の補正予算成立によりまして、今まで調整額として減額されておりました普通交付税が復活いたしまして交付されることによりまして、今回増額補正するものでございます。

唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱 学校教育課、唐門です。

寄附金、小学校費寄附金といたしまして5万円を補正をお願いするものです。中身といたしましては、神戸在住の深日小学校OBの方から、図書購入に充ててくださいということとで5万円の寄附をいただいております。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

それでは、引き続きまして基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしましてマイナスの8,958万2,000円でございます。今回の補正予算による一般財源につきましては、先ほど税の説明等がありましたとおり、一般財源が確保されておりますので、そしてまた歳出面におきまして不用額の調整等を行っている関係もございまして、基金繰入金をマイナスするものでございます。

それでは、引き続きまして、諸収入の雑入についてご説明申し上げたいと思います。諸収入の雑入としまして次のページですけれども、40万円でございます。町村及び町村議会活性化等支援金でございます。これは町村会、議長会が市長会との統合に向けまして、その町村会等が保有する余剰金を活性化支援金として各市町村に交付するものでございまして、交付額100万、そのうち町村議会分が40万でございます。これを歳入するものでございます。

委員長 続きまして町債。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 次に、町債でございます。小学校債といたしましてマイナスの530万円でございます。これは淡輪小学校の大規模の整備事業に充当する起債ですけれども、事業費の歳出の方で出てまいりますけれども、事業費の減少によりまして今回充当する起債もマイナス補正するものでございます。

以上でございます。

それでは、歳出の方に移らしてもらってよろしいですか。

委員長 では、引き続き歳出の方をお願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 それでは、資料3ページをお開きください。

まず議会費でございます。議会運営費といたしまして4万4,000円、備品購入費でございます。今回、歳入の方で説明させていただきました活性化支援金の一部を使いまして加湿器を購入するものでございます。

次に、総務費の一般管理費、特別職報酬審議会経費マイナス22万9,000円でございます。特別職報酬審議会として予定されておりました開催が見送られておりますので、こ

れに係ります委員報酬を今回マイナス補正するものでございます。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

引き続きまして、財産管理費、庁舎維持補修費といたしまして修繕料35万6,000円です。これにつきましては、議会事務局の放送設備と議場録音室への階段の改修でございます。

次に、選挙費、町長選挙費、町長選挙につきましては昨年10月9日執行しております。それで、不用額調整となっております。報酬、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の減額を行うものでございます。金額としてはマイナス165万6,000円でございます。

続きまして、岬町議会議員補欠選挙費、これにつきましては昨年の4月17日に執行しております。これにつきましても不用額調整でございます。報酬、需用費、委託料、マイナス81万2,000円でございます。

唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱 学校教育課、唐門です。

教育費、外国青年招致事業といたしましてマイナスの41万2,000円の補正をお願いするものです。内容といたしましては、当初予算で17年の7月からの賃金を計上していましたが、岬町へ来る日にちが7月末となったために、約1カ月分の賃金が不要となりました。

また、需用費10万円の減額につきましては、泉佐野公団に居住しておりますけども、そこは非常にハトが多くて、ハトネットという侵入を防ぐためのネットを行うんですけども、その修繕代として10万円を計上していましたが、JETの1人をその公団内で転居させるということで、修繕する必要がなくなったため減額するものでございます。

続きまして、小学校改修事業費マイナスの64万2,000円の補正をお願いするものです。これにつきましては、多奈川小学校改修工事の落札減を小学校運営費に財源更正を行うものでございます。

続きまして、小学校大規模改造事業費マイナスの573万5,000円の補正をお願いするものですが、内容としましては事業費の確定による減額補正です。内訳といたしましては、地方債マイナスの530万、一般財源マイナスの43万5,000円を減額するものです。

続きまして、小学校運営費235万3,000円の補正をお願いするものです。内容とい

たしましては、淡輪小学校の校用備品として児童の勉強机といすの購入代171万1,000円、多奈川小学校の教材用備品として顕微鏡等の買いかえに64万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、小学校教材費5万円の補正をお願いするものでございます。先ほど歳入で説明いたしましたとおり、深日小学校の図書を購入に充てるものでございます。

以上です。

淵原教育委員会副理事兼生涯学習課長 生涯学習課、淵原です。

4ページです。保健体育費の保健体育振興費としまして、今回90万7,000円を減額補正するものでございます。これにつきましては、プールの一般開放として夏休みの期間、健康ふれあいセンターのプールを利用したもので、そのプールの使用料を平成16年度の一般開放実績をもとに4,000人分の利用者を見込んでおりましたが、実績として976人の利用者となったため、今回プールの開放使用料として90万7,000円を減額補正するものでございます。

以上です。

委員長 次に公債費。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

それでは、公債費の利子、地方債利子償還金といたしましてマイナス508万4,000円でございます。これについてご説明申し上げます。

平成16年度の借り入れ予定しておりました起債、6億9,250万あるわけなんですけれども、当初予算の段階ではその借り入れ利率を政府資金で1.7%、銀行等の縁故資金で2.2%と設定いたしまして予算を計上したわけなんですけれども、実際の借り入れにつきましては昨年の5月に行っておりますけれども、その借り入れの実効利率といたしましては、政府資金が1.7の予定が1.2%に、銀行の縁故資金につきましては2.2%が約2%台という形で、それぞれ低い利率で借り入れすることができましたので、この差額が出ておりますので、今回この借り入れ利率の差の利子相当額をマイナス補正するものでございます。

最後に、地方債の限度額の補正でございます。先ほどご説明申し上げました小学校の整備事業債の限度額2,730万円を2,200万円にするものでございます。

以上でございます。

委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見ありませんか。

和田(勝) 深日の小学校の寄附金かな、してくれた人は名前を出さんといてくれということになってると思うんやけど、一応OBということになってるけど、名前は言われへんな。

唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱 ここ何年もやっていただいておりますけども、一応うちでは礼状を送付してやっておる関係上、名前等はわかっておりますが、一応個人名ということなんで、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

和田(勝) はい。

委員長 ほかに質疑。

和田(博) 7月からの外国人の招致事業ですけど、これは7月に招致するということについては夏休み中に勉強さすというのが予定があったんかなかったんか。7月というのは夏休みにすぐに入るということですよ。その辺のところはどんなんかなという気がしたんです。8月というのは丸々夏休みですよ。その辺の関連はどんなんかな。それだけ確認しときたいと思います。

矢萩指導室長 指導室、矢萩でございます。

7月下旬に当町の方に引っ越しをしましてまいりました。8月中は夏休み期間でございますので、実際に子供への授業ということはございませんが、学校へ行っていただいて、学校の環境を覚えていただくなり、あるいはカリキュラムを教師とともにつくっていく、あるいは時間数を確定していく、そのような業務に当たっております。

以上でございます。

和田(博) その辺は必要なことかもわからないんですけども、そういうことであるならば、そのカリキュラム等についての理解が1カ月もかかるというふうに思わないんでね。こういう時期でありますから、実際は教育ですから私が思うのは、4月1日から来ていただくのが一番いいんですけども、この7月から入るということではなくて、そういうことやったら8月から入ってもらってもよかったんじゃないかなという気がしたんですね。それで、こういう質問をしたんですよ。本来ならば、このことについては非常に効果があるということで、できるだけという話がございましたので、少しでも早目に来ていただく方がよかったんですけど、何でおくれたんか、その辺のところも。

山路指導室参事 指導室、山路でございます。

外国青年招致事業に関しましては、国のJETプログラムの活用によるJETを入れて

おります。先ほど説明さしてもらった中に、予算の方は7月1日からの予算を計上してるということで報告させてもらいましたが、JETプログラムの関係上、小学校のALTにしましては3年間中学校ないし高等学校で勤務したALTが小学校に配属されるということで、そのALTが最初に雇用された日が7月中の日でありまして、7月何日かというのはその年によって違います。そういう関係上、7月のいつからかというのが不明なところで、その就業規則上、必ず期限が切れないように雇用しないといけないという決まりがありまして、そういう意味で今年度に関しましては7月の29日からの雇用ということになりました。

以上です。

委員長 よろしいですか。

和田(博) はい。

委員長 ほかに質疑。

ないようですから、私の方から1件お願いします。4ページの保健体育ですけども、プールの使用予定4,000人が976人ということで、約三千何人予定よりも少ないんですけども、この大きな理由とか何かわかりませんか。

淵原教育委員会副理事兼生涯学習課長 意見としましては、今まで歩いて行けた、また赤バスにはお金がかかる、そういうことで遠すぎて移動に時間がかかるので、もう行かなかったという方が何人かおられます。あとは、プールの利用制限等ございます。プールには3年生以下の子供については保護者1人に子供2人という制限がございまして、子供が3人あるから親2人が連れていかんとだめやというような制限がありまして、そういうことで行けなかったというような意見は聞いております。

以上です。

委員長 プールの問題ですけども、一応閉鎖に向かって進んでおりますけども、その代替としてピアツァのプールを使用ということですけども、これ目標の何ぼ、30%もいってないんですね、今現在使用者がね。その辺、今後の課題としてどうするかというのは検討していただきたいと要望しておきます。

ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

委員長 他に質疑ありませんので、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」のうち、総務文教委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

委員長 満場一致でございます。よって、議案第2号のうち総務文教委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

続いて、案件2、議案第3号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について議題といたします。

本件について、担当課から説明させます。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

それでは、資料5ページをお開きください。住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)でございます。

歳入につきましては、貸付元利収入523万5,000円でございます。これは繰上償還が、平成元年及び平成2年に貸し付けいたしました方から繰上償還の申し出がありましたので、繰上償還に係ります元利収入でございます。

歳出につきましては、元金、地方債元金償還金、同額の523万5,000円でございます。これにつきましては、住宅資金の貸付金の財源につきましては、当初国庫補助金と起債をもって充てておりまして、この国庫補助金については利子相当分、元金相当分につきましては起債がほぼ大体充当されるような財源構成となっております。今回繰上償還によりまして、その裏づけ財源でございます地方債でございます、それを繰上償還するものでございます。同じく523万5,000円でございます。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明に対して、委員の皆さん、質問等ございませんか。

和田(勝) この繰上償還が2件、今2名と言っておられましたが、額としたら525万の簡単に言うたら半分ぐらいずつになってるのか、1名ずつの金額がわかってたら。

谷下秘書政策室長代理兼人権推進課長代理 秘書政策室の谷下です。

先ほどの額にいたしましては、562万、正確な数字は申しわけございません、1件が

三百何がしと、もう1件が二百何がしで、合わせてこの金額になっております。

委員長 よろしいですか。ほかに意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 他に意見がありませんので、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件3、議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」のうち総務文教委員会に付託されました案件について議題といたします。

お諮りいたします。理事者からの説明は本会議で行っておりますので省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 また、歳入歳出それぞれ分けて審議したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、歳入から審査に入ります。別紙委員会資料の6ページから9ページをごらんください。質疑、意見等ございますか。

反 保 町税の町民税と固定資産税の件を含めて、ちょっと3点質問させていただきます。

固定資産税につきまして、この算出基準、算出価格はどのように策定されているのか、つくっておられるのか、まず1つお聞きしたいです。

それから、1つは土地の下落については住民の方も当然のごとく知っておりますが、岬町も他の自治体と一緒にような、並みに取っていくということは何らかの形で住民の方に、町民の方にあらわしていかなくてはならないのではないかと考えておりますが、石田町長もそういった考えの中で町民との対話というか、いろんな説明会を地域で開いて、住民の方と直接いろんな面で税を含めた中で町長が住民の方と対話をやっていくというお考

えをお持ちでしょうか。

それからもう1つは、今町民の方も一番大事なことは町の財政を立て直すというテーマが一番のことと思いますが、町長は町長選挙で町財産の有効利用、あるいは町の財産を売却するといったことをおっしゃってましたが、具体的にそういうところがあれば、差し支わりのないところでそういうものがあれば教えてほしいと。答えられる範囲で結構ですので、その3点をお聞きしたいと思います。

吉田税務課長 今、3点のうち、最初の1点目の固定資産税税額算出までの手順と申しますか、根拠と申しますか、ちょっとそれについてお答えさせていただきます。

毎年、地価公示が示されます。その示された地価公示に対して基本的に7割程度の率に置きかえて評価額を算出いたします。で、その評価額に対しまして、また一定の率を乗じていくんですが、例えば商業地等の宅地であれば評価額の70%で、住宅用地でありますと評価額の6分の1というような形で、その評価額からそういう率で課税標準額を算出いたします。で、その課税標準額に対しまして100分の1.4の率で課税をし、課税額を算出いたします。そのような手順で税額を決めていくようになっております。

委員長 説明はよろしいですか。

反 保 はい、ありがとうございます。

委員長 2番目、下落の件ですね。これは町長ですか。

石田町長 はい、町長の石田でございます。

地価の下落につきましては、後ほどまた担当課から詳しく説明はするんですが、まず岬町の中におきましては14ポイントの地価をずっと定期的に観測する地点がございます。その14ポイントの中で全国の地価の公示で出ましたけども、その中での下落率、これが岬町に14ポイントしかないのに、全国津々浦々ある中で、その14ポイントがワースト20の中にすべて入っている下落率になっております。こういった点を住民さんに、これはもちろん新聞等々で報道されていますから、それを見ているか見ていないかの問題、これをまた我々から直接に説明すると、どの地点がどれだけ下がってるんやということを住民さんに説明しろと言うのであれば、我々行かせていただきますし、そういった内容がまず1個あると。

それとあと、選挙のときに申しました私の公約の中で、町有財産の有効活用と、活用という言い方でございまして、売却というものももちろん含まれておりましたけども、私が申しているのは活用ということでございますので、これは施政方針でも挙げさせていた

できましたように、まず今回各地区を回った中で、非常に町有地のもったいないところがありました。そしてまた、現在駐車場として各自治区にお使いいただいているんですけども、その歳入として町に直接入っていないというところもございます。これは先般、大阪市でも問題になったように、やはりこれはきちりと一たん町の歳入に上げるべきだという形で、今回の予算の中でも上げさせていただいております。約700万弱の値段になっておりますが、これは17年度予算では15万6,000円しかなかった部分を700万弱までまず歳入に上げるというところで計画しているところでございます。この分につきましても、これから順次きちりと幾らでお借りいただくかというところを詰めていっておりますが、もう少しまだまだふえてこないかなという形で頑張っていきたいと思っております。この辺で歳入の方も、公約どおり町有地の有効活用という形を実施していきたいと考えております。

以上です。

委員長 反保委員、よろしいですか。

反 保 結局いろんな面を含めて、もう一度町民との説明会というか対話というか、そういう企画はお持ちなんでしょうか。

石田町長 はい。それをどういった形でするかは別としまして、町民さんとの対話、これは当然考えておりますので、それを出前議会という形でするのか、あるいは町政報告とするのか、そういった点はまた議会の皆さん方ともご相談しながら、どういった形が一番いいのかという形で、町民さんとの、とにかく私の公約でもそうですけども、住民の皆さんが主役の町政を運営していくというのが公約でございまして、その辺はこれからも計画していきたいと考えております。

以上です。

反 保 よろしく申し上げます。

奥 野 1点お聞きします。歳入の中で後ほどの税改正のところにも及んでくるかと思うんですけども、固定資産税の値上げというのは来年度というような見込みでありましたが、法人税は9月からだったと思います。ですので、そのあたりの見込みとして予算組みをどういうふうな形をとってるのか。昨年から見ると町民税が2,000万あたりぐらい上がっておりますので、その辺、説明いただきたいと思います。

吉田税務課長 税務課の吉田です。

後ほど、税の改正の部分で、それで説明させていただきますけど、今その改正の部分で

考えてますのは、適用は実質に収入として反映するのは19年度からとなりますので、その分についてはこの予算には反映されておりません。今のは法人均等割です。適用年度は18年10月1日からですけども、法人の方は決算という形で反映してきますので、19年度からの反映になります。18年度は反映いたしません。

奥野 済みません、もう一度。ちょっと今わかりにくかったところがあるんですが、もう一度確認します。固定資産税は来年、19年度からの反映になるんですが、町民税の部分をもう一度説明をお願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 今回の超過課税の問題と予算の関係につきまして、もう一度ご説明申し上げたいと思います。

まず、法人町民税の均等割の件でございますけども、10月以降、決算が終了する法人から課税するという、超過課税を行うという形の改正を予定しているところでございます。これに係ります増収分につきましては、現在の当初予算の中では反映はいたしておりません。最終的には何らかの増収分については補正予算対応になるのかなと考えているところでございます。

もう1点、固定資産税につきましては19年度課税でございますので、今年度は反映できませんので、19年度の当初予算におきまして、その増収分、見込み分につきましては、当然予算の中に反映する形になるのではないかと考えております。

以上です。

奥野 町民税も見込みとしては入ってないという答弁ですけど、じゃこの2,000万上がって根拠というのをもう少し説明ください。

吉田税務課長 税務課の吉田です。

町民税、この均等割の方については上がっておりませんが、そのうちの所得割の方で前年度を基準にしまして変動率を加え、それに定率の控除がなくなった分、それと老年者の控除がなくなった分、それによって約3,800万円程度ふえております。あとの2,000万というのは前年度のもともとの、定率減税とか関係なく、若干の変動率で下がってる分を見込んで、差し引きして今言われた二千数百万の増額ということでございます。

委員長 ほかに。

和田(勝) 反保さんの質問とちょっとあと似るかわからないですけど、一応三位一体というんですか、歳入全般にわたっての平成18年度の影響の内容ですけど、これ、18年度当初予算での国庫補助金の一般財源ですか、及び補助率の引き下げが伴うと思うんですが、この内

容について1点聞きたいのと、この見直しに係る財源の補てん方法ですか、見直しに係る財源の補てん方法について教えてもらいたいと。意味わかりますかな。国庫補助金等の一般財源化及び補助率の引き下げに伴う本町の影響の内容ですか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

三位一体の改革につきましては、ちょうど平成18年度で3年目に当たりまして、順次国庫補助金を一般財源化とか、見直しを図っているところでございます。三位一体改革といいますのは、補助金の問題、そして税源移譲、交付税、その3点の問題なんですけども、この中で特に補助金の平成18年度の影響について、簡単にご説明申し上げたいなと考えております。

今回の三位一体の改革によりまして、補助金で町の今回の予算で一番大きく影響を受けておりますのは、児童手当の補助率の引き下げでございます。今回、国庫補助金につきましては大体今まで児童手当につきましては4分の3、若干いろいろケースによって違うわけなんですけども、一番大きいものが4分の3でございます。それが3分の1になったということ。それが一番大きな影響でございます、これは17年度と18年度を比較いたしますと、約5,000万円ぐらいの国庫補助金の減収となります。

また、反対に児童手当は国庫補助金と府補助金と町負担と、その3者で負担する形になっておりますけども、国庫補助金は先ほど言いましたように補助率が下がったわけなんですけども、反対に府補助金につきましては6分の1から3分の1という形で倍になってございます。そういう関係もありまして、差し引きいたしますと約3,600万円ぐらい今回、町の予算から見ますと減収になったというところでございます。

そしたら、その減収になったものをどういう形で補てんされてるのかということなんですけども、それにつきましては所得譲与税という制度ができております。この額につきましては、今回の予算委員会の資料の6ページの下のところには地方譲与税というところがありまして、そこに所得譲与税という欄がございます。予算額といたしまして1億3,143万が今回当初予算に計上されているところでございます。所得譲与税、6ページでございます。これが国庫補助金の引き下げに伴います減収分を補てんする措置でございます。

そうしますと、18年度の影響額は3,600万円で、1億3,600万円入ったら入り過ぎではないかというご意見があるわけなんですけども、これにつきましては、先ほど言いましたように国庫補助金の見直しは16年度、17年度、18年度、3カ年によって行っておりますので、その3カ年分の影響額のトータルが、ほぼ大体先ほど言いました1億3,

000万円ぐらいになりますので、国庫補助金の見直し相当分については歳入の所得譲与税により補てんされると、そういうような状況でございます。

ちなみに、今後どういう形になるのかということなんですけども、この所得譲与制度につきましては平成18年度で終わりとなっております、19年度からは、後でまた税制改正の説明があると思いますけれども、所得税を地方税に税源移譲すると、そういう制度改正によりまして1億3,000万円相当分が今度所得税から岬町の町民税の方に振りかえて歳入されると。そういう形で財源措置がとられる予定でございます。

以上です。

和田(勝) もう2点、ちょっとほかの件で聞きたいんですけど、町債の関係で、今度新しい名称で5点ほどついている中の行政改革推進債となっているんですが、これはどのような地方債になるのか、どのような事業に使うのか、これも1点お願いしたい。

もう1点は、これは言葉がわかりにくいんですけど、借換債ってあったかな、総務の資料の9ページの中で言うてるんですが、行政改革推進債と9の借換債、この借換債というのはどんな意味になるのか、その意味だけちょっとお願いしたいと思います。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

資料の9ページの町債のまず行政改革推進債ですけども、これにつきましては今回この起債につきましては、平成18年度から新しくできた起債制度でありまして、従前は財政健全化債という名前でもございました。具体的な取り扱いについてはまだ国の方から来ておりませんが、説明会の内容では行政改革を進めながら公共施設を整備する団体につきましては、通常債の起債にその行政改革推進債を重ね合わせて事業を行うことができると。財政の苦しい団体で公共施設を整備しなければならない団体については、通常の起債にこの行政改革推進債を合わせて起債措置をして、公共施設の整備をスムーズにすると、そういう制度でございます、具体的に言いますと、例えば淡輪小学校の大規模の改修事業につきましては、通常の起債は75%しか起債を発行することはできません。その残りの25%については税金等一般財源で補てんする必要があるわけなんですけども、今回この行政改革推進債がその25%相当分を一般財源から起債に振りかわるという形で、それで事業を行うに当たっては税の負担がほとんどゼロに近い形で公共事業を行うことができると、そういう内容の起債でございます。

今のところ2,100万で予定しておりますのは、淡輪小学校の大規模の事業と、海釣り公園に係ります整備事業債のすき間をこの行政改革推進債をもって充てたいと考えており

ます。

もう1点、借換債ですけども、これは平成7年に発行いたしました健康ふれあいセンターの整備事業債ですけども、これにつきましては普通、起債の償還といえますのは建物の耐用年数にほぼ準じた形で、普通20年とか30年が設定されてるわけなんですけども、この起債につきましても償還期限を20年で設定して借り入れする予定でございました。しかし、資金区分につきましては、銀行から借りてると言われまして、銀行につきましては最大10年しか償還期限を設定することができないということになりまして、10年たちますと残りの10年分を一たんお返しして、また新たに借りかえるという、そういう手続をとる必要があります。そういう名前で借換債という名前が使われておりまして、12億7,920万という大きな額ですけども、この額をことしの5月の末に銀行から再度借り入れする予定でございます。

中身につきましては以上です。

委員長 よろしいですか。

和田(勝) はい、結構です。

委員長 ほかにありますか。

田 島 委員会資料の8ページで、府の支出金の中で委託の部分、教育費委託金の中で、スクーリング・サポート・ネットワーク事業と自立自学習育成サポート事業、まずこの2点、ちょっと事業の内容を説明していただきたいんですけども。

矢萩指導室長 指導室、矢萩でございます。

まず、スクーリング・サポート事業でございますが、これは不登校の子供たちの対応ということで、国・府からの再委託を受けて進めるネットワーク整備事業でございます。具体的には、学校に来れない子供の家庭訪問をして、その子供とともに学校外のさまざまな施設へ行ったり、あるいは地域でいろいろ活動してくださっている方のところへお伺いして、一緒に陶芸活動などもしていただいているところです。

その子供を訪問する人物ですけど、心理学を専攻している大学院生等でございます。1回につき2,500円で90回の予算であります。17年度につきましては、淡輪小学校の方で活用いたしましたが、その子が18年度は中学校へ進学することから、18年度は中学校で活用していこうというふうに考えてございます。

次に、ここのプリントの資料の方では自立自学習育成と書いておりますが、正式には自学習育成サポート事業でございます。ご訂正の方をお願いいたします。これは17年度

から平成19年度までの3年間ですけれど、学習アドバイザーとして小学校を対象にして放課後学習であるとか、あるいは家庭での学習ができない子供に対して家庭訪問をして、一緒に宿題もすると。あるいは、学校の中では個別の学習相談なども受け持つことで学力向上と学習意欲を喚起するという仕事をしてもらっています。現在2名、深日小学校と淡輪小学校の方に配置してございます。年間50万円ですので、1回につき5,000円程度、2人で100回ということで活用しております。なお、この人材ですけれど、教員の免許を持っている有資格者をしてございます。

以上がこの委託金の中身でございます。

田 島 今説明いただいたので内容がわかりました。まずそれで、スクーリング・サポート・ネットワーク事業、この部分についてお尋ねしたいんですけども、まず不登校、日常生活において不登校ということをお聞きするんですけども、ここで当町の現状ですね。当町ではどれほどの不登校の生徒さんがおられるのか。そして、それに対して対応状況ですな。どのような対応をされてるのか。今、家庭訪問とか心理学の資格を持った方に来てもらってるんですけども。そして、指導内容が当町の場合十分であるのか、でないのか、その分と、十分であればよいんですけども、なければどのような部分が必要か、予算的なものか、それとも指導される教員の不足になってるのか、まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。

矢萩指導室長 指導室、矢萩でございます。

不登校対策については、私どもも大変胸を痛め、頭を悩ましております。過去5年間をさかのぼれば、平成12年度が21人、13年度が17人、14年度が10人、15年度が8人、16年度7人、17年度が6人というふうに数は減っております。このことはまず現場の校長初め先生たちが、先ほども申し上げましたが、まず家庭訪問をするということをお聞きして、家庭との信頼関係、そして保護者の悩み、子育てのこと、すべてを信頼関係の中で話し込む中で何とか子供を学校に来させるようにということで頑張ってきている成果もあります。

で、中学校ではなかなか数が減らないというところはありますけれど、小学校の中で新たに生まない取り組みが非常に功を奏しているのではないかと考えております。具体的には、例えば保健室での子供の対応であるとか、それから今年度は淡輪小学校に家庭の教育力支援事業として、学校に行きにくい子供や、それから教室に入りにくい子供が自由にそこで遊んだり活動できるというような場をつくって、そこにも人員を配置しているんです

けれど、そういった取り組みの中で、またその配置した人員は一緒に登校したり一緒に下校していく、そういう活動を積み重ねながら小学校では生まないという取り組みをしています。

大阪府でもこの不登校半減計画ということで大きな取り組みの柱をしておりますが、本町におきましてもさらにこの取り組みは続けていきたいと思っています。しかしながら、その今紹介いたしました淡輪小学校での事業も今年度で終了でございます。できれば家庭へ訪問して、朝連れてくるというような人員がもっといれば、担任はクラスの授業にもっと集中もできるだろうしというところであります。中学校においては協力員、大学生の活用ですけれど、不登校の協力員も配置してございますが、これも今年度までということで、後継事業も府の方に申請して照会していただいておりますけれど、それでも回数が減らされたりしております。できれば、そういった家庭と学校を結ぶ人員が本当に欲しいなというのは現場としての思いがございます。

以上でございます。

田 島 まあ、教育長が聞いてくれると思います。今説明を受けた中で、平成12年は21名、そして17年度では6名、右肩下がりになって一番喜ばしいですな。それはなぜかということ、今説明のとおり低学年で早期に指導してる、その結果があらわれたと。その中で、現場の方の声を今聞かせてもるたんですけども、やはり人員不足と、こういう声が上がってるんで、このまま仕方ないなというわけにいきませんわな。やはり受け皿的なものを考えてあげんと、やはり人員不足、予算不足ですわな。ということで、大阪府の委託金のみでの運用というのはだめです。

ということで、そしてその方に、指導なり育成するにはやはりそれなりの心理学的な資格のある方も当然必要ですね。当町の教職員の中でそういう心理学的な資格をお持ちの方はおられるのかな、おられないのか、まずそれをちょっと。

委員長 その前に、今歳入の方をやっておりますので、支出云々についてはまた歳出の方で詳しくやってもらったらいいと思うんです。

矢萩指導室長 指導室、矢萩でございます。

心理学的な資格を持っている教員がどのぐらいいるかということでございますが、おりません。

以上でございます。

田 島 それでは、教育長に確認したいんですけども、これだけ現場では一生懸命汗水垂らして、そ

して早期発見、育成されてるわけですね。それを平成12年から今日までの間、これをずっと見過ごしたということは、本当に現場の方の汗の報いがないということですね。教育長としてどうですか。今後、人員不足という声も上がってる。そして、それに専門的なそういう心理学的な資格のある教員がゼロと。この対応について将来的にどうお考えか、一遍教育長なりの考えをちょっと披瀝してほしいと思う。

田中教育長 教育長の田中でございます。

ただいまの質問でございますが、こういうスクーリング・サポート、それから先進的な対応の必要性が年々高まっています。まず、今現在問題になっているのは、小1プロブレムというんですか、小学校1年生に上がって、保育所、幼稚園から上がってきて、なかなか環境になれないというのか、そういう時期がだんだん遅くなってきてると。通常でしたら6月、夏休みまでにはある程度落ち着いた状況で授業もできるという状況なのですが、夏休みを過ぎてもその状況がおさまってこないという状況が今あらわれております。

こういうことから、そういうサポートできる先生が必要になってきております。これについても大阪府下、全国的にも非常に問題でございますので、これにつきましては大阪府教委並びに文部科学省の方へ要請できるように一応態勢を組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

田 島 そしたら、人員不足の部分についてはどう考えてますか。

田中教育長 人員不足につきましても、こういうことにつきましては、大阪府教委の方に加配ということで、大阪府の方から派遣していただけるという今働きをいろいろしております。これの実現に向けて我々はもう少し現場の状況を大阪府の方へ訴えまして、対応していただけるように努力してまいりたいと考えております。

田 島 それはいつごろするんですかな。早急にやられるのか、隣接の各教育委員会と働きかけをされるんか、岬町独自でやっていただけるのか。

田中教育長 当然これは大阪府全体の問題でございますので、町の教育長会議、それから市町村教育長会議の中でも、その要望について上げていきたいと考えております。

田 島 はい、結構です。

委員長 ほかに。

和田(博) ことし18年度の財政を組む上で非常に厳しいなというのが、先ほども話にございましたように、土地の評価額が下がってきたと。そしてまた、その中で評価替えの年という形

にことしなっておりますので、その辺からいいますと非常に厳しい財政を組んでおられるというのはいくつもわかります。

その上に立ちまして3点ほどお尋ねしたいと思うんですけども、まず今回の予算を見ますと、税収は減ってきているが、その中で国の方からの交付税、そして三位一体の中での出てきております所得譲与税を入れましても、国の方からの部分については3億ほど減ってきている。いわゆる税収が減ってきたら、昔でしたらその分に75%、7割ぐらいの交付税がふえてきた、そういうことになっておったというように思っておりますが、今回はそうじゃない。このことは基準財政規模そのものが下がってきたのかな。私どもの方は人口は減ってきているけれども、職員の数にしても、昨年度もやめた方がたくさんおられますけれども、規模としてはあまり変わっていないし、一般会計の規模についてもそのまま、今回は昨年より多いというような形の中で、そういう収入が減ってきている。こういうことになると、この中には府の委託事業等の6億も入っているんですけど、それもわかってはいるんですがね、今言いました収入の面だけで見ますと、国の方の関係から見るとかなり減ってきているので、基準財政規模が下がったのかなという気もしております、その辺のところをちょっとお聞きしたいなと。

それと、あちらこちらを見ますと、非常に厳しい財政をということの中で、諸収入とか、そしてまた款の5のところですけど、これなんかも昨年度よりかなり大きな額を組んでおられるんですけど、その辺はそういうところから来てるのか。これが2点目ですね。

それと、先ほどの反保議員の質問にも関連するんですけども、今回町有地の活用という形の中で昨年度に比べたらこれは20倍も30倍も大きくなってはいるんですけども、今後の可能性としてこの辺はどのぐらいこれから大体の見込みができるのかできるのか、その辺もわかったら。この3点、お尋ねしたいと思います。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

まず1点目の、税収の状況とか地方交付税の状況、そしてあとご質問の基準財政規模の問題等につきましてご説明申し上げたいと思います。

今回、前も説明ありましたとおり税収が落ちてるところでございます。去年と比べまして1億2,700万、6.1%下がっております。これは先ほど言いましたとおり地価の下落等の固定資産税の減が一番大きな要因かなと考えているところでございます。それで、本来税収が下がりますと、それを補てんする機能として地方交付税がありまして、減収の75%が地方交付税でもらえるというんですか、増額になることになるわけなんですけれ

ども、今回交付税につきましてもマイナス補正しているところでございます。

その主な要因としましては、まず人口の減が考えられております。平成18年度の交付税から昨年行われました国勢調査の人口に置きかえられます。約7%、1,200人ぐらいたしか人口が落ちてると思うんですけども、それによりまして交付税でどのくらい落ちるのかということを試算いたしますと、約2億円程度落ちるのではないかと試算できているところでございます。そういうマイナスの要因と、交付税総額、国全体でも約7%くらい落ちてるところでございます。それらの要因等を踏まえまして、本来減収分が増加するわけなんですけども、町独自のマイナス要因があることによりまして交付税についてもマイナスという形の計上する形になってございます。そういうことになりまして、最終的にいつも入ってくる経常的な一般財源のマイナスが約1億4,700万程度ございまして、先ほど言いましたとおり相当苦しい予算編成になったところでございます。

それで、交付税の問題で標準財政規模でございます。当然税収が下がる、そして交付税が下がるということになりますと、標準財政規模の計算式の大きな要因が両方とも下がるという形になりますので、標準財政規模につきましてもその交付税に見合う分がほぼ縮小していると、そういう状況でございます。

そういう厳しい中におきまして、あと株式譲与とか諸収入の件でございますけれども、まず諸収入の件でちょっと今回、町の方で予算編成で工夫を加えておりますのは、9ページの諸収入の雑入のところに、9ページの上から7行目ごろか8行目ぐらいと思うんですけど、雑入で4,616万という形の数字、予算を計上しているところでございます。これにつきましては、予算上は雑入という形で表現させていただいておりますけれども、この中身は毎年大阪府の方から市町村振興補助金とか府貸付金とかいう形で財政健全化とか行革を行っている団体につきましては、大阪府の方からいろいろ財政的な支援があるわけなんですけども、その分につきましては本来いつも補正予算で対応させていただいております。今回はちょっと予算の編成上の問題、財源不足等がございまして、当初予算の方で諸収入の雑入という形で上げさせていただきました。これにつきましては最終的に財源等が確定いたしましたら、補正予算でこの雑入をマイナスいたしまして補助金とか貸付金と、そういう形の額に置きかえさせていただきたいと考えているところでございます。

それと、株式等の譲渡とかの関係でございます。平成16年度から配当割交付金とか株式譲渡所得割交付金等が創設されておまして、株式の配当に対しまして3%の額相当分が市町村に配分されるわけなんですけども、これの予算額の計上につきましては毎年平成

16年度の交付実績、17年度の交付見込み等を踏まえまして算定したものでありまして、これらの交付金につきまして過大な見積もり等は予算上行っておりませんので、その辺もご理解願いたいと思います。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

町有財産の収入を上げるという点につきまして、先ほど町長の方からも説明をしておるんですけども、現在町有財産につきましては、淡輪、多奈川、深日地区において個人の方に貸し付けて収入を得ているところでございます。それで、町内の町有財産も今後有効活用を図っていきたいと考えておりまして、具体的な内容としては、空いている町有地等を駐車場に利用し収益を上げるとか、または町有地の賃借形態の見直しを今後図っていきたいと。それで予算を少しでも多く財源を確保していきたいと考えております。

以上です。

和田(博) この財政の組み方で、私自身もこれを見とってほんまに大変やなという気がして今質問したわけであります。固定資産の評価替えの年というのと人口減、先ほど説明がありましたね、人口減のダブルパンチで、町収入は減ってくるわ、国からの支出はなくなってくるわという形の中で、この財政を組むのに非常に厳しいと。その中で雑収入とか、先ほど言いました株式というのは架空ではないかというちょっと危惧をしておったんですけど、そうじゃないということがわかりましたので、ちょっとはほっとしておりますけども、どちらにいたしましてもこの収入をふやすということについては努力をしていただきたい。先ほど南副理事の方から話がありましたその部分、そのほかにも工夫をしてふやしていただきたいという気が実はいたしております。それとあわせまして、歳出についてはこれからやるわけありますけども、そういうことも工夫をしてできるだけ下げさせていただくようお願いしたいと思うんです。

それから、もう1つ大きな問題としては、町民税の中の滞納分のこれが、滞納分全部が取れるというふうな形で収納できるというふうな上げ方をしておりますけど、実質はそうでもないというふうな気がするんですけど、その辺の見解も、もう1点だけちょっと確認だけしておきたいと思います。

吉田税務課長 税務課の吉田です。

滞納分の徴収率の向上は、正直言いまして大変厳しゅうございます。16年度では十数%というような状況でございました。で、今年度17年度ですね、10月から12月にかけて3カ月間、大阪府の方から税の専任スタッフを無償で迎え入れまして、特に滞納税

分を中心にいろいろ現地、机上、一緒に作業させていただきまして勉強もさせていただきました。まずは、滞納事案の詳細な調査を行いまして整理を行うと。で、財産の有無等をきちっと調べまして、徴収できる状態にあるのかなのか、財産等を調べまして、あれば厳しく取り立てると。もう全く無財産で、現在の収入状況もなかなか生活いっぱいというような状況では、もう手早く整理をさせていく。法律に基づいて停止をさせていくという措置をとらざるを得ないということでいろいろ勉強もさせていただきました。塩漬けになって取れない状況のものをそのまま放置できませんので、今後は滞納整理については今まで以上に積極的にやっていきたいと、そう考えてます。よろしくお願いします。

和田(博) そういうことで、そうかといって住民を泣かしてもいかなので、そういう中、非常に厳しいと思いますけども、よろしくお願いしますと思います。

それから、もう1点の方で町長にお願いしておきたいと思うんですが、これは基準財政規模が人口が減ったから簡単に下がったと、こう言いながらも、やっぱり国の方には働きかけて交付税をふやす、交付税として上がらんかったら、どこでもよしいから何とかそういうものも取ってくるような努力を今後していただきたいなと。そういうふうにせんかったら、やっぱり人口が減ったからといっても、その規模が一遍に町の規模が下がるわけではないので、この辺はやっぱり国・府に訴えていくということがこれからも大事ではないか。その辺のところは町が何もしなかったから人口が減ったわけではなくて、社会的な状況の中でそういうふうなものが出てきたということが大きな要因でございますので、その辺は町長に要望として、今後そういう政治的な働きかけで、交付税でもしもあかん場合でしたら特交なり何なり、国なり府なりから金が出るような方法をして、この町の財政ができるだけ健全化できるようにお願いしておきたい。これは要望で、答弁は結構でございます。

石田町長 町長の石田でございます。

後半の件は要望としてお聞きいたします。ただし前半の分、滞納者の分もできるだけ取るという形で私の名前で督促を多々出しております。この分につきまして、日々クレームが来ております。その中で各先生方を通じて、おまえに入れたのに、おまえを応援したのに、なぜおまえの名前で滞納の督促が来るんだというのを多々言われますので、その辺は重々先生方もよろしく、先生方のところでおとめいただきますようよろしく願い申し上げます。

和田(博) その辺は私たちが議員をしておってよくわかるんですが、そういうふうに言うてきた人

については、過去の例ではやっぱり税金を納めなあかんと。だから、一遍に納められないんやったら、月割りなりという形の中で私も前にやったことがございますので、議員が、いやおまえ税金を納めんでええと言う議員はだれもおらないと、このように思いますので、そういうふうな形で今納められないんやったらそういう形に下さいというようなことでお話をしたことがございます。そんなんで、そういうことはございませんので、ひとつよく私どもの方もわかっておりますので。

和田(勝) 三位一体の件で国庫補助金の答えは言ったんですが、済みません、この国庫補助金の中で児童手当というのがちょっと今気になったんで、児童手当が補助金が4分の3から4分の1に落ちると。それで、府の方が6分の1から3分の1にふえるということで、トータルで同じようになったとちょっと聞いているんですが、それでいいんですかな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 児童手当自体はほかの委員会の所管なんですけども、この三位一体の件について数字を私は申し上げたんですけども、国庫補助金が4分の3から3分の1になると、その影響額が大体5,000万円。そして、反対に府補助金の方が6分の1から3分の1に引き上げられるということがありまして、これは約1,400万の町にとってはプラス要因になりますので、差し引きしますと3,600万歳入が減るという数字でございます。その分を先ほど説明させていただきました所得譲与税という別の交付金がございます。その減収分をその譲与税で補てんしてると、そういう状況でございます。

和田(勝) この件は結構です。もう1点だけ済みません。超過課税というんですかな、超過課税について先日、おとつか、本会議場で総務部長が当分の間という、平成19年から3年間というように言っていると申すんです。それで、3年間という一応決めてるといことになると、条例で3年間というんですか、入れたらどうかと思うんですけど、その点について。

(「それは議案にないですよ。当初予算にないから」の声あり)

奥野 税条例のところにある。

和田(勝) はい、わかりました。そしたら、そのときにまたさせてもらいます。

反保 16番の財産収入で町有地の貸付収入、去年は15万6,000円から一挙に694万3,000円、約680万の収入増ですが、非常にご苦労されたと思うんですけど、こういう差が出た内容はどんな内容やったんですか。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南でございます。

昨年の町有地の貸し付け15万6,000円ということで、これにつきましては個人さん

に貸していた、それが数件というような状況でございました。それで先般、町長の方も各自治区を回られまして、それで自治区で空いている土地とか、そういうようなのを拾い上げまして、また現在使っている自治区での駐車場とか、その辺のトータル的に全町的に見直しを行って収益を確保していきたいと。それで、この金額が上がってるんですけども、これ以上に上げる方向で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 よろしいですか。

奥野 もう1点だけ済みません。18の繰入金、基金繰入金ですけれども、今回残りの4億弱の繰入金を全部使い果たすという大変な事態になってるわけですけれども、別紙の何か資料をいただいた、これは予算案概要の資料で基金状況という資料をいただいたと思うんですけど、これでいくと何かわずか15万2,000円だけが積み立て見込みというような、何かわからない積み立てがあるんですが、この辺少し説明いただきたいと思ひます。

それと、18年度ではすべてきれいにゼロというような数字が並んでおるわけですけれども、そのわずかの見込みを積み立てしないといけない何か根拠があるんでしょうか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

基金の残高につきましては、平成17年度末で約4億円ぐらいを予定しているところでございます。そして、その4億の基金が今定期預金等を行っておりますので、平成18年度中に利子が発生いたします。その利子が発生したものとしましては、予算につきましては歳入と歳出、すべて計上するというルールになっておりますので、この基金から発生した利子を一たん一般会計の方に財産収入として受け入れいたしまして、そして再度積み立てすると、そういう予算措置を行っております。今回、その予想額が大体15万2,000円の利子相当額を予定しておりますして、今回その利子相当分と17年度末の基金残高を合わせたものをもう一度当初予算で全額取り崩しと、そういう予算措置を行っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、歳入に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思ひますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、暫時休憩します。35分再開予定でお願いします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時35分 再開)

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出に入ります。当委員会所管に係る事項について、審査いたします。

まず、議会費でございます。予算書の32ページ、33ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はありませんか。

和田(勝) 議長さんを置いて言うのも悪いんですけどね、交際費、ちょっと少ないんやけどね、私から見たらよ。もうちょっと、あれですわ、局長、使い道と言ったらなんですけどね、やっぱり使われへんで要らんというような結果になってるわけや。それでやっぱり、あまり言われへんけど、ポケットマネーで行ってると思う。これをもうちょっと何とかして、やっぱり議長としても100万円ぐらいやな。まあできるだけ局長、要望しときますわ。この40万円で済むのは、住民から見たらそれでいいとなるけど、やっぱり議会活動としてもうちょっとしてもらえるように要望しときます。

委員長 要望ね。ほかに。

田 島 なければ、また和田勝弘議員とちょっと別やけども、職員手当の中で議会費の中で一般管理職手当、この部分で48万、これはあれですか、管理職手当というのはどのポストから管理職手当がつくか、まずその説明をしてほしいと思います。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

管理職手当につきましては、支給範囲等は条例で定めておりまして、具体的な職で申し上げますと課長代理以上の職にある者について管理職手当を支給いたしております。

田 島 課長以上についてはつくわけですな。つきますんやね。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 はい。

田 島 そしたら、課長職の場合はいかほど。そして、理事、副理事、部長級がありますが、その内訳をちょっと教えといて。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 額につきましては、部長、理事につきましては、カット前の額を先に申し上げます。5万円でございます。副理事につきましては4万円、課長が3万5,000円、課長代理が3万円でございます。ところが、今現在2割カットを行っておりますので、部長につきましては4万という形で2割カットいたしております。その額を

毎月定額で支給いたしております。

田 島 そしたら、この予算であつたら掛ける12カ月分がこの管理職手当の記載やね。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

議会費の職員手当にあります管理職手当48万、これは年額でございまして、先ほど言いましたとおり部長につきましては5万円、それが2割カットで4万円ですので、当然4万掛ける12で48万の年額を計上しているところでございます。

田 島 はい、了解。

委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長 議会費についての質疑は終わります。

続いて、総務費に入ります。

予算書の33ページから47ページをごらんください。36ページの広報公聴費のうちまちづくり推進室に係る部分と、38ページの目、交通安全対策事業費、そして38ページ、39ページの企画費のうちまちづくり推進室に係る部分、そして42ページから43ページの戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管でございまして、除きます。

では、質疑、意見、お願いします。

和田(勝) 議会の方でも今言いましたけど、町長の交際費を見ても80万。先日から町長を見ても、しっかり出張やらして動いてると思うんです。そやから普通、他市町というんですか、府へ行くにしても何するにしても、町長さんがしっかり動いてくれますので、もうちょっと秘書の方というんですか、町長は要らんと言うんでね、秘書の方が、これ80万というのはやっぱり岬町を掲げて行くのに町長が80万円のこれでちょっと私は少ないと思いますので、先日より大分夜にわたって府会議員のところへ行ってると思うんですわ。そういうようなときは出るんと違うかな。会う人によって出せる項目もあると思うんやけど、その点、ついてる方はあれして出してやってほしいんですわ。この80万円ぐらいやったらぐあい悪い。やっぱりせめて160万。それを要望しときます。

委員長 要望ですね。

和田(勝) はい。

委員長 ほかに。

和田(博) 済みません、2点ほどちょっと質問と意見を申し上げたいと思います。

1点目は、この33ページの特別職報酬審議会委員報酬、ことしもまた上がってますけ

ど、これは何年かに1回という形で、去年も上がっておったけどもやってなかったように思うんですが、この辺の整理の仕方、何年に1回というようなやり方でいいんじゃないかなという気がするんですけど、その辺の見解をお聞きしたい。

それから、臨職の扱いの件であります。こういう時代に入ってきました。だから、臨職というのが非常に大切な部分でもあろうかと思うんです。各部にそれぞれ臨職という形をとっておりますけど、臨職の基本的な考え方をまずもう一度ただしておきたいということと、あわせて町全体で18年度臨職というのはどのくらいな人数を考えておるのか。囑託というのもありますから、その辺との違いもあわせてご答弁願いたいと思います。

以上です。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

まず、特別職の報酬審議会の件なんですけども、報酬審議会につきましては平成9年度に開催してからずっと開催の方を見送りという形で行っております。その前には平成7年に行っております。ですので、大体2年から3年をめぐりしてその報酬を見直すという報酬審議会の最終の回答もいただいておりますので、その見直しの審議会の意見をいただきますと、平成11年か12年ごろに開催予定になってたわけなんですけども、ちょうどそのときにも財政が苦しいという問題等がございまして、平成12年の1月から町長の方が報酬のカットを実施したということもございまして、そして今現在30%に至ったわけなんですけども、そういう状況もありまして、現在報酬審議会については町長独自の判断に基づいて報酬を見直す、そして報酬審議会については開催を見送っているというような状況でございます。

今後の問題につきましては、財政状況もありますけれども、特別職の報酬の今後のあり方についてある一定の考え方をまた、このままカットを続けていいのかと、いろいろ問題等もございまして、整理する必要があるのではないかと考えておりますので、その辺のところをまた今後、近隣の報酬の動向等もございまして、それら等踏まえた上で最終的に今後開催等の必要性とかにつきまして検討してまいりたいなと考えているところでございます。

次に、臨時職員でございますけども、臨時職員の雇用の基本的な考え方につきましては、一応臨時職員と呼んで字のとおりですので、職員の病気とか産休とか、そういう臨時的な対応、またはそういう突発的な業務を行うときに雇用すると、そういうのが本筋ではないかと考えるところでございます。しかし現在、行革ということで業務の見直しと、そ

してまた職員定数の削減という問題もございます。そういうようなところを踏まえた上で、その本来の臨時職員の設置の意義と異なる財政上、行革の見地から職員を雇用しているというのが実態でございます。

具体的に職員数につきましても、昨年4月が202名、ことしの4月1日の予定が186名という形で、16名の減が予定されているところでございます。そしてまた、新たに介護保険法の改正とかいろいろ新規事業がふえております。本来でしたら職員数を昨年並み、またそれ以上にふやさなければならない状況にあるわけなんですけども、最終的にそういう職員のかわりに臨時職員という措置をとって、現在の行政サービスを低下させないという方向で今進めているところでございます。

ただ、できるだけ臨時職員につきましても、そしたらすべて臨時職員で賄っていきますと臨時職員の数がどんどんふえてまいります。そういう懸念もありますので、臨時職員数につきましては昨年4月とことしの4月の雇用予定数につきましては、人数につきましてはほぼ大体横ばいを予定しているところでございます。相当見直しを図ったところでございます。

ただ、予算額につきましてはトータルでふえております。これにつきましては賃金単価の見直しが主な内容でございます。特に臨時職員として保育士を雇用してるわけなんですけれども、今阪南市、熊取町では近隣の市町村の賃金の単価が相当上がっているということもありまして、なかなか人材を確保しにくいという状況になっておりますので、そういうところを踏まえた上で賃金の単価については引き上げを行ったということもありまして、予算額については上がっておりますけども、雇用の人数につきましては昨年並みという形で臨時職員の雇用を行っていきたくと、そういう方向で今考えております。

以上です。

和田(博) まず1点目の、特別職の報酬審議会委員と私これを挙げましたけども、これだけじゃなくて、その年にやらなくてもいいというようなものは上げなくていいというふうな気が実はしてるんですよ。2年に1回とか3年に1回とかいうふうな上げ方でいいと思うんです。今回については非常事態の中で、ことし上げて開催して、どうやと、復旧できるかというところちょっと難しいんじゃないかなというふうに、個人的な見解ですけどね、私自身はそのように思っておりますので、上げるというふうなことができへん、今回のやつについては特別職については特別職の方の皆さん方の意思でそういうことをやられておることなので、これについてはそういう議論の中で特別報酬審議会を開かなくても、これは

その中でいろんな議論の中で話是可以るんではないかなというふうな気がいたしますので。ただ、予算に何でも上げるんやということで、計上するんやというふうなことではないようお願いしたいと。そういう意味合いの中で、さっきこのことを申し上げたわけです。

それから、臨職につきましてはよくわかっておって話をしておるんですけど、こういう時代に入ってきたら、どうしてもそういうふうな臨職がふえてくる。その臨職の中にもいろんな種類、先ほど私が質問したんですけど、いわゆるパートの方と時間制の方と、それから嘱託的な方というふうにおられると思っておるんですが、その辺の答弁がなかったので、その辺の考え方の差異をちょっともう一度お願いしたいと思います。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

臨時職員の雇用の考え方につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですけど、具体的に人数等についてももう少し申し上げたいなと考えております。

まず、雇用形態につきましては、嘱託職員、フルタイム、そしてパートタイムという形で3種類の雇用形態をとっております。できるだけ必要な時間帯に必要な人数を投入するという基本的な考え方で、できるだけフルタイムよりか必要な時間帯、すなわちパートタイムの雇用という形で進めております。

平成18年度の4月に雇用予定の人数といたしまして124名程度を予定しております。内訳としまして嘱託職員が23名、フルタイムの臨時職員が47名、パートにつきましては54名という形で、一番パートタイム、必要な時間に必要な人員を投入すると、そういうシフト方式をとっておりまして、そのような雇用形態によりまして、今後アルバイト職員ですか、その対応をしてみたいと考えているところでございます。

和田(博) これを申し上げたのは、先ほど収入の部で申し上げまして、非常に財政が厳しい、こういう中でございますから、仕事がふえたからといってすぐに職員を採用するというような昔のようなくあいにはいかないというのはよくわかった上で申し上げておるわけでありまして、ただその中で一言申し上げたかったのは、そういう臨職の方と一般職の方、これの仕事の差異はあるわけでありまして、身分の差を人間関係の中に入れてないようにひとつこれはお願いをしておきたいな、このようなことで申し上げたわけでありまして。

それともう一つ、実際に嘱託職員の中には長年やっておられて、どうしても必要なという職場もあることも私自身も把握しております。そういう方についての身分の安定というんですか、実際にそのことによって生活されてる方もおられるわけでありまして、その

辺のところについては、これはこれから先の中でいろいろと形態の中で考慮していただきたいな、このように思います。これについては要望で結構です。現時点で答弁するというとややこしいことになると思いますので、要望という形にしておきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質問、意見。

奥野 2点お聞きしたいと思います。予算書の42ページの町税過誤納償還金700万、高額の償還をしなければならないようになっているんですけど、ここに至った、なぜこういう間違っただ課税をしたのかという説明をいただきたいと思います。

それともう1点、予算書の45ページで選挙費でございますけれども、これはプレハブをまた新たに設置という内容になっているわけですが、以前あったプレハブを行革のために撤去してしまって、その費用はそのときはなくなっただけですけど、選挙になるとまたプレハブを建てるのかなということになるわけですが、ほかの何か施設を利用して考えられてなかったのかどうか、そこらあたりご答弁いただきたいと思います。

吉田税務課長 税務課の吉田です。

過誤納金の件でございますけれども、誤って納められたという場合が1点、若干ございます。それと、一番大きなものは、確定申告をされて、後に還付の申告また減額の申告をされるということで、それをまた払い戻すというケースが一番多いでございます。

以上です。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

選挙のプレハブのことについてご説明申し上げます。今回この予算の方でここに計上しております。ただ、当初予算を編成する段階でそのプレハブということで考えておりましたが、今回機構改革も絡めて公害監視センターの建物が、あのところが会議室等になると。それに絡めて、そこで期日前投票等ができるようにするという方針になっておりますので、今回予算を組んでおりますが、執行しないというような形になるうかと思っております。

以上です。

奥野 さきの質問の件で今ご答弁いただいたんですけど、確定申告の後の還付ということでありましたが、もう一度その当初から課税の誤りではなかったということですね。確認したいと思います。

それともう1点、今選挙のプレハブの件で公害監視センターの会議室を使うということで、それは大変結構なことだと思います。私、もしこれ、プレハブを建てるんだったら、

私の私案でしたら、今スロープの横あたりの自転車置き場を何か囲いをすれば、十分前のプレハブのような機能が果たせるのではないかなとちょっと思ったもので質問させていただきました。1点目だけお願いいたします。

吉田税務課長 全く100%そればかりという、若干誤りということは全くないわけではありません。ただ、確定申告につきましては、こちらから課税じゃなくて納税者ご本人が申告されてまいります。で、後に控除する分が抜けておったということが本人お気づきになったり、また後に医療費の控除が発生したりということが主なものと思っております。

奥野 済みません、何度も申しわけないです。今、ですから答弁いただいた中で、700万という大きな数字になってるんですけど、では件数的にいくと、どれぐらいの件数でなっているわけでしょうか。

吉田税務課長 申しわけないです。今ちょっと手元にその件数を把握した資料を持ってませんので、また後ほど調べてお示しさせていただきたいと思うんですけども。

委員長 よろしいですか、後ほどで。ほかに。

和田(勝) 35ページの北方領土の返還運動推進会費の、これは一応6,000円と出てるんですけど、こういうなで大会というのか会議にはひとつも出るとか、そんなないんですか。年に1回か2回出るとか。それで、やっぱり北方領土は日本としては返還していただきたいと、これは国民全部思っていると思ってるんですけどね。町へ言うてくるのは、この6,000円だけ出してほしいというだけしか来ないんかどうか、その点。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

北方領土返還運動推進大阪府民会議、会費6,000円でございます。この組織につきましては、大阪府また大阪市、府の方が35万円、また大阪市の方が30万円、それで各市町村6,000円ということで割り振りがあります。この活動でございますが、北方領土返還を願って府下の市町村が定期的に、定期的というのは年1回なんですけども、大会を行います。そこで北方領土の返還を盛大にお願いするということと、それに関係しての関係資料を各市町村の方に送っていただいております。その資料代等含めての負担金となっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

和田(勝) もう1点だけ、済みません。議長もちょっと言っていました、特別報酬審議会の件について、私はこれは入れといってもらた方がええと思うんですわ。というのは、前のときも全

協で町長に言いましたが、町長の歳費が少ない、助役より下がってますのと違うかということ一度お聞きしたことがあるんですけど、助役も、町長が下がったので助役も下がってますわ。それで、今すぐにと言うたらなんですけど、大阪府の9町1村ですか、その町長、村長の一応歳費の額を一回調べていただいて、よければ町長、まあふやしくいけど、1年ぐらいしたらせめて10%また上げるか、そのように私は考えていただいて、やっぱり町長は活動してもらわなあかんのですからね、やっぱり上げてもらわんとぐあい悪い。30%全部というのはちょっと無理かわかりませんが、それはそちらに任ずとして、担当の方も今言うたように大阪府の町村を一遍調べてもろて、できれば近い線に持って行っていただきたいと。これも要望しておきます。

委員長 要望ですね。

和田(勝) はい。

委員長 ほかに。

反 保 企画費の中で、この中には出てますんやけど、岬だよりの件でちょっと問い合わせいたします。今、岬だよりの方でこの議会の方の情報をということで紙面がますますふえてくると思うんですけど、現状の中で岬だよりの紙面上でこれからもっともっと岬町の行政と町の住民の方々とのキャッチボールのできるような、そういった内容に変化をその紙面上で、もっと身近な岬だよりのいうか、住民とのもっともっと近づいたキャッチボールのできるような、そういった企画に変えていけたらいいのになというふうに感じてるんですけど、今の様式をずうっと続けていくものか、またそういった事柄を企画していくものか、もっと身近な岬だよりに持っていこうというような動き方もあるものかどうかをちょっと教えてほしいんですけど。

竹本総務部副理事兼秘書政策室長兼人権推進課長 秘書政策の竹本です。

今、反保委員の岬だよりにもう少し工夫をしてはというご質問でございますけども、ご存じのとおり今岬だよりは16ページ物ということで、非常に従来に比べて緊縮財政ということで絞ってございます。それにつきましては各課よりの行事とか各イベントとかを載せてるわけでございますけども、従前よりは非常によくなったと私自身思ってますけども、ただそういう部分が若干今後も考えていく必要があると。

それともう1点、まだ来年度の話でございますけども、今現在広告を載せてございます。広告もこれは当初収入の増を図るということでスタートしたんですけども、なかなかやはり一般企業の冷え込みがございまして広告収入が思うように上がらないということ

で、その広告収入を上げることによって18年度より新たな方法も考えているわけですが、それによって紙面の拡大もまた図っていけないのではないかと考えております。そのときには委員申しましたようなことも視野に入れまして、担当課としては検討してまいりたいと思います。

以上です。

反 保 はい、ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

田 島 予算書33ページの一般管理費の中で、白井さん、また悪いけどちょっと教えてよ。管理職手当、これ283万2,000円になってるこの内訳、どの方、課長であるんか、内訳を教えてよ。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

この総務管理費の一般管理費といいますのは、総務関係の個別の費目で計上できないその他職員一般を全部指しておりますので、人数につきまして22名を計上してございます。管理職の内訳につきまして、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後でまたご報告させていただきたいと思います。

田 島 後で結構です。課長が何名、理事が何名と。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 調べましてご報告させていただきます。

田 島 39ページの、これも同じやけど、人権啓発費の中でこれは管理職手当、これは1名で28万8,000円、これは課長職やね。これは確認だけしておきます。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 人権啓発費の管理職手当28万8,000円ですか、これにつきましては管理職手当の額が月額2万4,000円となっておりますので、課長代理の職員の管理職手当でございます。

田 島 課長代理。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 はい、そうです。

田 島 そして、次は総務費、41ページ、これも同じく管理職手当33万6,000円、これはどのポストですか。課長職かな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 41ページかなと思うんですけども、税務総務費のこれにつきましては。

田 島 33万6,000円は課長と違うかな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 これも複数の職員の計算式となっておりますので、これも

あわせて後でまたご報告させていただきたいなと思います。

田 島 結構です。

委員長 では、後で報告をお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、総務費についての質疑は終わります。

時間をちょっと延長しますが、歳出だけはいきますか、続行してね。

続きまして、民生費のうち目、文化センター費に入ります。予算書の54ページと55ページをごらんください。

質疑、意見ありませんか。民生費の54ページ、55ページ。

和田(勝) ずっとやるの。

委員長 歳出だけ。文化センター費ですね。54、55の。

田 島 文化センター費の中で、これまた同じく管理職手当38万4,000円、このポストもちょっと教えてほしい。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 予算書54ページの文化センター費の職員手当の管理職手当38万4,000円、この管理職手当の職階につきましては副理事でございます。

田 島 副理事、はい、結構です。

委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長 ほかにないようなので、文化センター費についての質疑は終わります。

次に、教育費に入ります。予算書の81ページから96ページ。

質疑、意見ありますか。

田 島 これも同じく事務局費の中で管理職手当182万4,000円、これの肩書の内訳、白井さん、お願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

この事務局費に係ります管理職手当につきましても複数の職員の合計額でございますので、また調べまして後でご報告させていただきたいと思います。

委員長 はい、お願いします。

田 島 はい、結構です。

委員長 ほかに。

田 島 予算書の88ページ、幼稚園費の中で、これも一般職管理職手当33万6,000円、この

方のポストの肩書。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 この管理職手当につきましては、課長級の管理職手当でございます。

田 島 予算書91ページ、淡輪公民館費、これも管理職手当38万4,000円、これも肩書お願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 これにつきましては、同じく副理事でございます。

田 島 予算書95ページ、共同調理場費、これも一般職管理職手当48万、これの肩書。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

この管理職手当の職階につきましては、部長級を予定しております。

以上です。

田 島 前給食センターの所長は部長職やったのかな。今回48万になってあるけど。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 給食センターの所長につきましては、昨年11月末で退職いたしまして、現在事務局の教育次長がセンターの所長を兼務しております。そういう状況でございますので、予算措置につきましてはその現在の状況を踏まえた上で管理職手当につきましては部長級で積算したところでございます。

以上です。

田 島 ちょっとおかしいんと違うの。センターの所長というのは前回あったんでしょう。今回そのセンターの所長なしで部長級の48万。どなたが、そしたら部長職が行くんですかな。例えば中口総務部長が今度給食センターの所長に行ったら、それは話が合う。しかし、部長級が行かんと話が合わんですわな、48万というのは。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

この人件費の予算における計上の考え方なんですけども、これは本来、ご質問のとおり4月1日以降を想定して計上すればいいわけなんですけども、予算の積算上、1月1日現在の状況、1月1日現在に退職予定者、また採用見込み者を踏まえた上で予算計上しておりますので、給食センターの現状におきましては、1月1日現在は先ほど申し上げたとおりでございますので、所長とあと調理の職員を合わせて、この場合でしたら6名の人件費を給食センターの予算に計上しているところでございます。

田 島 どうもちょっと理解できひんのやけどね。この部分については、当然給食センターというのは大体部長職と違うわけですわな。なぜこの48万になってるのかということを僕は、管理職手当やからね、そのポストの方がつくことによって管理職手当がつくんやから、課

長職がつけば課長職の33万6,000円ですか、それをつけないかんのに、この部分がちょっと理解しにくいんやけどな。だれか答えられたら答えてほしいんやけど。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

先ほど言いましたとおり、予算の積算上、考え方をご説明申し上げたとおりなんですけど、1月1日現在の状況で予算の方を積算しております。その1月1日現在の状況といいますと、所長は教育の次長が兼務しているということでございますので、教育次長は教育次長の仕事プラス給食センターの所長という形になっておりますので、給食センター費の人員費という形で見た場合については、あくまでも調理員の職員と合わせて所長兼務でございまして、予算上は兼務分、給食センター分を100%という形で予算上取り扱いたしまして予算を計上しているところでございまして、次長分の給料につきましては、あくまで事務局費の分につきましては計上を見送っておりまして、給食センターの方で1月1日現在の状況、所長としてみなして給料を計上しているところでございますので、その辺のところご理解願いたいと思います。

田 島 教育次長は教育次長のポストで48万もろて、給食センターで給食センターとして48万もろてるんですかな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 先ほど言いましたとおり、兼務の人員費の配分なんですけど、予算上、給食センターの人員費の方に100%計上いたしまして、事務局費の人員費の方には積算いたしておりません。そういう予算の組み方をいたしておりますので。

田 島 どうも理解できへんな。

中口総務部長 説明と、やり方というか、その予算の計上の仕方は先ほど白井が言うたとおりで、例えば私が総務部長として、そしたら3つの課を持ってるわけでございます。そのうちどこの部署で予算を取るか、行管で取るんか、行革で取るんか、企画で町長公室の方で取るんか。そういうことで教育委員会の方でも今給食センター、事業別で考えますと、今教育次長兼給食センター所長でございまして、そのものをどこの予算で取るかという場合、先ほど白井が言うたように給食センター費の方で計上させていただいてるということでございます。

田 島 ちょびっとわかってきましたけどね。ぶっちゃけて、そしたら今給食センターというのは次長が兼務してるわけですね。そしたら、今度の人事について補充せずして兼務でずっと行くんですかな。

中口総務部長 予算計上は先ほど言うた1月1日現在で計上してますので、その組織、人物等につ

いては今後の体制に変わろうかと思います。で、続けていくんかというのは、もちろん今後の配置状況によると思います。

田 島 まだはっきりわからんということですか。センターの所長として配置するのか、兼務のままで行くのかわからんということですか。仮にこの予算、管理職手当48万として、仮に課長級が行ったら、これ管理職手当がおかしいわな、この予算書でね。そして、仮に兼務じゃなくして今度部長級が行ったら、これは管理職手当、合いますわな。しかし、降格になるのと違うの。降任というか降格になると違うの。センターの所長の前の管理職手当というのは金額が僕は合うてけえへんと思いますな。

石田町長 町長の石田でございます。

今、総務部長の方から報告したように、機構改革につきましてはこれから次の条例等々もございますので、それでお認めいただくところがまず先決でございますが、その後機構改革が決まった後で人事のこともするんですけども、給食センターにつきましては、今後私の考えでは、現在小学校、中学校、そしてまた幼稚園の生徒数が減ってきておると。給食センターにつきましては、1,500名のキャパがあるという中で建設されてきておりましたが、現在来年の予想では1,500名を割ってくるという中で、極端に言えばセンター1つで賄える、中学校の給食施設が要らなくなってくるという形になります。

ただ、問題からすると、今保育所の給食の方は緑ヶ丘の保育所で作ってるんですけども、ここの施設がかなり老朽化してるということで、これをできるだけ安全のためには閉鎖して、中学校とセンターで作っていかなくてはいけないと。ただ、そうするためには管轄のまたがる文科省と厚生労働省との管轄の問題もあって、特区を引いたりとか、いろんな形でこれからも検討していく非常に大きな改革が18年度から起こってきます。また、給食センターにつきましては、行財政改革プランに掲げているように指定管理者制度の導入、民営化という検討も行うことから、センター長のポストは重要にはなってくるんですけども、ただそこにだれを配置するかということはこれからの人事の問題でございますし、もしこれに課長級の者がつけば課長級の給与の管理職となりますから、これはだから予算執行は減額という形に当然なりますし、今の部長級が降格でつくとかいうことではないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

田 島 わかりました。そしたら、まだ人事の問題でわかりませんので、町長の言うとおり48万管理職で、当然僕は部長が行くんかなと勘違いしてたわけですね。ですから、部長級が行

くということは考えられませんわな、あのセンターの部分的にね。それらしき前任者のクラスの肩書の方が行かれるということを解釈しときます。

石田町長 ただいまご説明したように、まだわからないんですけども、先ほど言ったように非常に難しい問題が含まれているという点は私たちも認識いたしております。

以上です。

田 島 後で職員の給与に関するところにもまた触れますので、そしたら予算のこの部分についてはそういうぐあいに同等クラスの方が配置されると思いますので。

もう1点だけ。それでは、同じページ数の95ページですね。共同調理場の需用費、この中で修繕料が32万2,000円。毎回当初予算を見たら修繕、修理が多いんですね。まだあの施設は老朽化してないと思うんですわ。何でこの修繕、修理が多いのかなあと。悪く考えたら、手抜き工事があったんか、設計のミスがあったんか、そうとらまえてきますのでね。あまり修繕が多いので、修繕の内容を詳細に一遍今回確認しますので、どのような修理か。やはり業者に瑕疵があったんか、あればそれは当然業者にやり直してもらわなにかんと思いますので、来年もまた修繕費が出てきたら困るわけですが、今回ここでくぎをピシッと打って。だれかな、答えくれるの。

笠間教育次長兼給食センター所長 給食センター所長を兼務してます笠間です。どうぞよろしくお願ひします。

今、田島議員ご指摘いただきました修繕料の部分でございますけども、詳細と言われたら困るんですけども、1つは岬中学校に併設しております給食施設が、設計ミスではないと思うんですけども、外気温と内部で作業する温度が非常に違います。それで、ガラスは鉄線入りのガラスを使用してるんですけども、過去何年か前から修繕せんといかんということで来ております。

それで、もう1つは、きちりとその32万2,000円の割り振りというのは計算してませんけども、毎日使います給食の運ぶ車があります。最近は特に車両保険等はないので、車検時、1年に1回車検をしているわけですけども、その車検時に車を、非常にみっともないということもあつたらぐあい悪いということでございますので、これは今言われる施設の設計に瑕疵があつたというようなことでなく、車であるということでございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

田 島 そしたら、あくまでこの修繕料というのは、今次長の答弁やったら車のみというように解

していいのかな。

笠間教育次長兼給食センター所長 申しわけございません、説明の仕方が悪くて。今の本所の方は平成14年ですので新しいのでございます。4年をちょうど終了するわけでございますけど、岬中学の給食の方がちょっと古くなっておりまして、先ほども言いましたように外気温と調理場の温度が非常に違うためにガラスの割れが生じているというのが現状です。それで非常に、フライヤーとかいろんな機械があるんですけども、その機械との距離につきましては十分配慮されてると思いますけども、やはり設計上のミスというには、ちょっと私も技術屋でございませぬのでご回答できないんですけども、一応今の段階ではそういう温度差のために割れたと。割れて危ないということで、ひびが入ってる状態ですので、それを修理したいということで計上させていただいてます。

今さっきの車の分との金額は、今ちょっと覚えてませぬので申しわけございません。

田 島 わかりました。またいわく因縁の新しいとこの修繕かというように勘違いしましたので、岬中学校の部分については致し方ないと解しますので、また新しい調理場も、次長、悪いけど、現場へ足を運んで、ひとつあらゆるところをチェックしてくださいな。答弁結構です。

反 保 90ページの社会教育総務費の関連的な要望というか、そういう質問をさせてもらいます。今、小学生の児童が集団登校、集団下校されております。私もボランティアで一生懸命やってるんですけど、学校巡視員の件で尋ねたいと思います。今、学校の巡視員さんがいらっしゃいますけど、その同じような働きをやりたいという方が町内でもシルバーの段階でおいで、たくさんと言ったら変ですけど、まだそういう方がおられるというふうな声も聞くわけですけど、何分にもその申し込んでいく先がわからない。そういう募集があること自体も知らない方が非常に声を聞くわけですけど、そういったボランティア精神を持っておられる方に対してのそういう呼びかけというか募集というか、そういうお考え、わかりやすくされていかれる、そういう方法、告示の仕方というのはお考えでしょうか。

唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱 学校教育、唐門です。

学校巡視員については、有償で現在っております。淡輪小学校につきましては、平成17年3月から警察のOBの方4名で自分らで当番制をつくって学校に入っております。そして、深日小学校、多奈川小学校につきましては、福祉の関係の団体になるんですけども、いきがいワーカーズさんという組織がございませぬ。そこから巡視員をしてもいいよという人を選出していただいて岬町に登録していただいて、学校の中にいきがい

ワーカーズさんが事務局になって勤務の振り分けをしていただいて学校に配置をしております。

それで、先ほどのほかにもというお話があるのですが、この事業、ようよう1年目が終わるところです。今順調に来てる中で、いきがいワーカーズさんに登録していただければ一番ありがたいお話なんですけども、それができないことになるのであれば、また教育委員会の中でちょっと協議をして考えたいと思います。

以上です。

反 保 はい、どうもありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

奥 野 お昼を回っているのに済みません、2点お聞きしたいと思います。

83ページの13委託料、指導室の総合的教育力活性化事業委託料40万。この40万の、地域の方がいろいろご協力いただいていると思うんですが、その詳細をお教えいただきたいと思います。

それともう1点、85ページ、15工事請負費、小学校改修工事2,900万、これは淡輪小学校の大規模改修というふうにお聞きしております。私の記憶では、昨年も多額の工事費を取ったように記憶があるんですけど、追加工事というような形でしょうか。その辺、再度お答えをお願いいたします。

矢萩指導室長 総合的教育力活性化事業についてご説明申し上げます。

平成11年度、大阪府が教育改革プログラムの中に学校教育の再構築と総合的な教育力の再構築を柱にした総合的教育力活性化事業が中心となった施策ができて、地域教育協議会すこやかネットに委託するという事業が始まりました。岬町では、平成12年度から立ち上げております。「育てよう！うちの子 よその子 みさきの子」ということで、学校だけではなく関係諸機関、そしてPTA、地域の協力団体、そして教育ボランティアの方々等の共同の中で子供を健やかに育てていこうというねらいのもとで活動しております。

具体的には5つの委員会がございまして、子育て委員会、児童・生徒の健全の育成に関する委員会、そして学校づくり委員会、広報委員会等々がございます。中身的に申し上げれば、就学前と小学校の連携であるとか、あるいは健全育成にかかわる子供の安全、子ども110番であるとか、デイキャンプ等でございます。それから、子供の休日等における体験学習の実施ということで、すこやか教室、これは放課後、土曜日などすこやか分校を

初め地域にいらっしゃるさまざまな特技をお持ちの方に来ていただいて、体験教室を開いていただくというような活動があります。そして、開かれた学校づくり、そして子供の学力向上の取り組みとして職業体験であるとか、郷土料理の体験であるとか、先ほど申し上げた外国人の授業、英語活動であるとか、そういったところにもかかわっております。それから、PTAを中心とした花いっぱい運動などの環境整備にも活動しております。

そして、大きなものといましては、毎年11月の第2週目でございますが、ふれあい教育フェスタを開催しております。昨年度は1,800人近くの幼児からお年寄りまでさまざまな方が参加していただく中で、子供たちの自主的な活動に取り組んだところでございます。

このすこやかネットでございますが、今年度は委員数が153名の構成員となっておりまして、教育ボランティアが104名、協力団体につきましては25団体参加していただいております。この数は来年度もまたふえていくように思いますが、いずれにせよ地域の大人と子供、大人と大人同士、学校と地域、PTAがお互い顔の見える関係をつくらうということで始まった協議会でございます。

以上でございます。

唐門学校教育課長兼学校教育係長事務取扱 学校教育、唐門です。

18年度の工事費2,900万円を上げさせていただいておりますが、昨年は普通教室棟を工事いたしました。そして、今回は職員棟を工事する予定です。それで、さらに19年度には特別教室棟ということで、3カ年計画で事業を実施する予定になっております。

そして、今回の工事内容につきましては、一応2期工事ということで職員室棟の外壁、雨漏り等を防ぐための外壁工事を行います。そしてまた、個々の部屋の出入り口の扉の改修、そして手すりの改修等そういうような細々とした部分も含めて工事を行う予定をしております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、教育費の質疑は終わります。

続きまして、公債費、96ページ。

質疑、意見ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 では、公債費を終わりました、続いて諸支出金につきまして質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 続きまして、予備費。

(「なし」の声あり)

委員長 次は、債務負担行為に入ります。予算書の10ページをお願いします。期日前投票用仮設施設借上事業をごらんください。これにつきまして質疑ありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 続きまして、地方債、予算書の11ページ、質疑、意見。

(「なし」の声あり)

委員長 最後に事業民生委員会所管の費目のうち人件費について質疑、意見ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で一般会計についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」のうち総務文教委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第6号のうち総務文教委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

暫時休憩いたします。大変延長して申しわけありません。1時半に再開いたします。どうもご苦労さまです。

(午後0時40分 休憩)

(午後1時30分 再開)

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに午前中の積み残し、白井副理事、お願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

午前中、田島議員の方からご質問いただきました管理職手当の人数等につきましてご報告させていただきます。その前にご報告がおくれて申しわけございません。

まず、予算書の33ページの総務費の一般管理費の管理職手当283万2,000円の管理職の人数の内訳でございますけれども、管理職7名を計上を予定しておりまして、その内訳といたしまして部長級が3、副理事が2、課長級が1、課長代理が1の合計7名でございます。

次に、41ページの税務総務で、その管理職手当の件、36万6,000円ですけども、これは課長級1名でございます。

最後に、82ページの教育費の教育総務ですけども、教育費の事務局費の管理職手当182万4,000円の内訳ですけども、部長級が1、副理事が1、課長級が2、課長代理が1の合計5名でございます。

以上のとおり報告させていただきます。

委員長 続きまして、吉田課長。

吉田税務課長 けさの副委員長の過誤納金についての件でございます。予算については今年度700万で、この予算の方は積み上げた計算で700万円を計上しているということではありません。ちょっと舌足らずもあつたんですが、主には700万のうち400万ほどは町民税の過誤納、その町民税の過誤納のうち、これは予算については前年と同額なんです、個人の分と法人の分がございます。特に法人の方が動きが大きくて、法人の場合、前年度の決算に基づいて予定納付をする法人がかなり多うございます。で、予定納付で前年の2分の1をちょうど決算の中間時点で納付するんですけども、最終の決算を迎えたときに、そのまだ2分の1の予定納付を下回るという場合があります。それで、過誤納という形で1つは生じてきます。で、個人の場合は午前の説明でさせていただいたように、控除するものが次の年度に新たに生まれて、それで過誤納としてお返しするということがございます。

それともう1つ、これはちょっと午前のおきによつ述べさせてもらってなかつたんですけども、固定資産税の方も過誤納による予算としてはその700万の中へ見込んでおります。これも前年と同額の考え方でいっておりまして、主なものとしましては、3年ごとに航空写真で全棟の調査をしております。そのときにその地図で建物が新築されていたり、あるいは逆に取り壊されていたりする場合がありますけれども、3年に1回航空写真を撮って調査してますもので、その3年の間に既に建物が取り壊されているといっ

たケースがあります。その調査で初めて判明して、過誤納金として固定資産税をお返しするというケースと、それと市町村が幾つにもまたがっているような法人、例えば携帯電話とか電車とか、そういうものは個々に市町村に申告するというのではなく、まとめて国の方へ申告いたします。で、そのときに変更があった場合、国の方から町の方へ通知が来まして、それで過誤納としてお返しするといったようなケースでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

奥野 今細かく説明いただいたんですが、じゃこれだけの700万という数字をつかんでられるのだったら、もう少し具体的に件数を教えていただきたいとお願いしたんですけど、わかりますか。

吉田税務課長 済みません。先ほども言いましたけれども、これは去年の予算に合わせていってまして、ちょっとその都度計算というのはなかなか把握しづらいものですから、具体的な細かい積み上げをもって予算700万という計上は、去年と同額という形で計上させていただいたものです。

奥野 最後、ちょっと今あまり聞きたくないような答弁いただいたんですけど、去年と同額だけ上げたんやという今答弁だったと思いますが、そういう予算計上をしてるわけですか。

吉田税務課長 民税の方で16年度の決算で個人、法人合わせまして、ちょっとこれは件数ではないんですけども、金額で283万円です。同じく16年度で固定の方は支出額が493万円という決算の状況でした。

中口総務部長 件数については、再度今の言うた金額を積み上げまして件数を出したいと思いますので、追って報告させていただきます。

委員長 はい。

では、続きまして案件4、議案第7号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について議題といたします。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 予算書の109ページから118ページをごらんください。委員の皆さん、質疑、意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第7号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。案件5、議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算」、案件6、議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算」、案件7、議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算」、案件8、議案第17号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算」の4件を一括議題といたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしとのことですので、一括議題とさせていただきます。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 予算書の250ページから294ページをごらんください。

質疑、意見ををお願いします。

和田(勝) 多奈川の財産区の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、ちょっと方向が違うのであれんですけど、今度予算関係ということで土取り跡地にグラウンドというんか、体育関係のグラウンドやけど、グラウンドをつくるというんか、そんな話が前に出てたんやけど、今その話あまり聞けへんのやけど、幾つぐらいこしらえてくれる準備してるのか、その点ちょっと聞きたい。

委員長 これは事業の方で。

和田(勝) ちょっと違うんやな。財産区の方であかんか、引っかかれへんか。

委員長 事業民生の範囲になりますので。

和田(勝) そしたら、またその他で聞いわ。

委員長 はい、恐れ入ります。

田 島 跡地整備は多奈川財産区は全然いらわへんの。いらうんやったら。事業は事業民生やけども、多奈川財産区は全然いらわずして跡地整備できるんやったらかまへんで。財産区いらうんやったら関係あるで。

石田町長 それでは、とりあえずこの委員会で問題にならない程度のお答えという形で。

ただいま予定してる場所、細かい最終の設計等はまたこれからの段階なんでございますが、一応空対委員会でもご説明いたしてますように、いわゆる多目的公園の整備という部分は大阪府の属する部分、4対6で分けた4の部分ですね。この部分のところで大阪府の方で整備していくという中に、いかにどのような形のグラウンド的なものが整備されるかという形で今後詰めていきたいと考えておまして、空対委員会でもご報告しましたように、多奈川財産区に所有する部分に関しましては、極力企業誘致の部分で財産区の方に売却なり借地料が入るといって進めていきたいというふうに空対委員会の方ではご報告いたしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

和田(勝) いっつも引っかけへんな。それなら、とりあえずつくるかつくれへんかのちょっとぐらいと思ったけど、もう言われへんやったら結構です。またその他で言いますわ。そやけど、田島君が言うてくれるように、何か引かかるんやったらおかしいんやで。財産区の土地いらうんでしょ。

中口総務部長 和田議員の質問でございますが、今具体的に財産区の方への協議といいますが、それが今のところ特に具体的なやつがなく、一応予定されてる土取り跡地についてはどうするのかということで、今細かい詰めを大阪府と岬町がやっているところでございます。将来、処分になるのか賃貸になるのか、その辺の話を一応多奈川財産区に限らず淡輪、深日それぞれの財産区に対しまして今、通常慣例として処分に当たっては処分の金額を町と財産区でどう分けるというのを一定のルールが決まってるんですけども、将来にわたっては町財政も苦しい状況があるので、一応その費用が入った場合にはその費用の割合についてまた相談さしてほしいというところまでは財産区の方にお願いしているところでございます。

以上です。

田 島 和田議員の言うてるのは、先日から大阪府議会の方でいろいろ太田知事が困ってる状態に陥ってる部分についてのことを恐らく聞いてると思うんや。わかる、意味。大阪府の持

ってるところ。

和田(勝) まあどこでもええと思うけど、考えてるところをな。

田 島 それを聞いてると思うで。

和田(勝) スポーツするグラウンドはいつも考えてまへんねんというのは。

田 島 変更はないんかということ和田議員は聞いてると思うんやけどな。

和田(勝) もういいですよ。はい、やってください。また、議長、アドバイスしてくれたらいい。

反 保 先ほどの町と財産区の配分、それはまだ決まってるんですか。率の。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

通常、今現在ですけども、財産区の財産を処分した場合は、町の方の取り分が3割、財産区の方に7割というような形で入るようになっております。

以上です。

反 保 普通、例えば地区でお金が必要やという場合は、そういう配分とかは関係なしに財産区の持っているお金から出ていってるというような、そういう今配分と関係のない部分も大いにあるようには思うんですけど、その辺は。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

財産区はその財産の使用の仕方のことを言われてるんかなと思うんですが、地区に財産区がございます。仮に淡輪地区の財産区となりますと、その地域の福祉の増進のために使うということが基本になっております。それで、淡輪財産区のお金については、他の地域で深日、多奈川では執行できないというのが基本原則になっておりまして、今問題になってます多奈川財産区の方で仮に処分して処分代金が出てきましたら、多奈川地区の福祉の増進ということで、今までは集会所で雨漏りがしてきたとか、集会所でも建物の本体に係るところですね。ガラスが割れたとかいうのであれば地元でやってもらうんですけども、雨漏りとか大規模なところについてはその財産区のお金を充てて対応しておるというのが現状でございます。

以上です。

和田(勝) 284ページの諸支出金、この繰り出しで、多奈川財産区で2,147万6,000円の中の繰出金835万円のこの使い道というんですか、出し口は何になっているのか、ちょっと説明してくれますか。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

一般会計拠出金としまして835万円上げております。この内訳につきましては、岬町

多奈川地区整備促進協議会、これが土取りのところの協議会でございますが、そこに300万円。それから、西畑の池谷の大藤池の改修、これに75万、消防車庫改修には460万ということで、消防車庫につきましては文化センターの横の消防車庫の改修でございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

和田(勝) はい、結構です。

委員長 ほかにありますか。

和田(博) 淡輪財産区のあたご山の管理は、これはどんなふうな具体的にやろうとしているのかな。それとあわせて、財産区の方でこれから町の方に3割ということが入ってくるわけでありましたが、一般会計に3割入ってくるわけでありましたが、今現在以上にこれから将来的にそういう可能性のあるというようなところがもしあれば、ここで教えていただきたいなと、このように思います。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

淡輪財産区のあたご山の管理につきましてですが、今あたご山につきましては下の方の新黒崎の上のところは南海の用地になってます。その上側の方の山手のところが淡輪財産区の持ち物となっております。財産区管理会におきましてはこれからツツジのシーズンを迎えてまいります。それと、昨年防犯灯をつけておりまして、景観的にもこれから草を刈ったりとか、それと、その場所には仮設のトイレも置いてます。それで、岬町の以前の淡輪遊園とまではちょっとかけ離れておりますが、地域の活性化のために1人でもたくさんのお客さんに来ていただくということで、管理会委員7名がその草刈りとか周辺の整備を行ったり、展望台の修理を行ったりとか、また太鼓橋があります。その橋の色を赤く塗ったりということで美観に努めておる状況です。

それと、話は変わるんですが、財産区の今現在処分したときに町が3割、それと財産区が7割という割合になっておりますが、今後その辺の割合を見直しというのをできるのかどうかということで、府の方ともその辺もいろいろ協議した中で、率についてはその管理会が承認いただければその率に変更できるということで、少しでも一般財源の方の足しになるような形の比率に改めていくという方向で今現在検討しておるところでございます。

以上です。

和田(博) 淡輪のあたご山の件ですけど、この部分では南海の土地もかなりあるんですね。今、大

変財産区の方がご苦労なさっておるというのを聞きまして、日ごろ目にしているわけですが、南海の土地がかなりあるという中で、南海の方からそういう、我が町の中に土地を持ってる人については、草を生やしたら自分で取りなさいというふうなことの通告も今までやってきておるわけでありまして、南海の土地がそこにあるんですから、南海の方からそういう補助金というんですか、金が出るなり、南海の人が来て草を自分のところの土地の中を刈るなり、そういうことはしておるんですか。その辺のところはどうか。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

南海の持つておるところと財産区の持つておるところですね、そこが明確に分かれておまして、財産区の管理会の方では財産区有地を、そしてまた南海の方は南海として草刈りとか駐車場、夏海水浴等になりましたら駐車場とか、その辺で活用されておるといところでございます。

以上です。

和田(博) 今言いましたのは、ツツジの時期に岬町にたくさん来るので、確かに夏場のときには駐車料金を取ってるのと違うかな、南海は。その関係でやってるんだと思うのですが、ツツジの時期にやっぱり草刈りなり何なりをやっていただきたいなというのがあって質問してるわけなんです、その辺はどうか。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

財産区の区域につきましては、財産区管理会の方で草刈りの方はやっております。そしてまた、南海の駐車場等につきましても、私らの見ている範囲の中では同じような形できれいにされてるといところが現状です。南海の方も子会社の方に何か委託してそこを管理させてるということも聞いております。

以上です。

和田(博) はい、結構です。

委員長 ほかに。

田 島 深日財産区の部分でちょっと説明してほしいんですけども、財産運用収益の中で財産貸付収入の部分で2,200万何がしですね。これはどこの場所で、どれだけ貸してるか、ちょっと説明してほしいんですけども。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

財産運用収入の中の2,205万8,000円、この内訳について申し上げます。まず、岬

カントリーに貸してる部分、この部分が2,200万です。それと、あとは関電柱が1本当たり1,820円でございます、これが32本ございます。このトータルで2,205万8,000円でございます。

以上です。

田 島 岬カントリーの部分、これはわかりました。そしたら、この部分については後の歳出の部分で維持管理費というのは要ってないわけですか。カントリーの部分。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

岬カントリーにつきましては、その深日財産区の土地を土地賃貸借契約に基づいて貸してるだけでございます、維持管理につきましては町では行っておりません。

田 島 はい、わかりました。ほんとにありがたい話で。しかし、このカントリーさん、いつまでもこれ営業してくれるか不安ですわな。もしこのカントリーさんが借ってくれなかって、だれも借ってくれなかったら、深日の財産区の歳出の部分で維持管理費というのが549万9,000円要るわけですか、毎年。今はいいけども、やはり100%保証がないから、何か手だてしとかなあかんと思うんですけども、やっぱり管理について。ほかの財産場所については結構維持管理費が大きいなあと思うんですけど、542万9,000円、持ってるだけでそれだけ要りますわな、管理。恐らく深日やったら学校がクリを植えたそのあたりと思うんですけどね。このままではもしカントリーがアウトになったら、泣いても笑ってもずっと五百何万要るわけですか。今カントリーさんに貸してるから補っているやっていますけども、その点について南さん、不安になってないですか。

南総務部副理事兼行政管理課長 行政管理課の南です。

今、深日の財産区の収益については大半岬カントリーということで入ってきております。それで、岬カントリーとの今後の契約の関係もあるわけですが、今カントリーとちょうど金額の更新時期に来ていまして、カントリーとも話をしてるんですけども、カントリーとしても今会社更生法とか、それも終わりましたということで、外資系の会社が入って安定経営を目指して今進んでおられるところでございます、ここ1年、2年で撤退するとかいうような不安感私は、個人的にですけども持っておりません。このままずっと、このカントリーだけを見ればかなりお客さんも入ってますし、経営状態はいいんじゃないかなという思いもあります。

以上でございます。

田 島 南さんのコンサルの考えでは大丈夫ということですか。ただ、心配するのは、淡輪の財産

区の場合、数年前、南海さんがもうよう借りませんということで返してきた経緯があるんですな。年間四百何万、結局減額になったですな。それもありますので、外資系やからというて安心できませんし、南さんのコンサルというのは信用してますけども。

ところで、町長に最後にお聞きしたいのは、町長は町の財産を有効利用して財政を立て直すと言うてるんで、もしカントリーがなくなったら困るんで、それ以上にこの歳出部門を補てんするためには、今の深日の財産区の部分を何とか将来に向けてお金が入るようにこれから絵を書いてくれると思うんですわ。ですから、現状じゃなしに、ひとつカントリーもカントリーですけども、それ以上に持っておられる財産区の土地を有効利用するように、ひとつこれから立派な絵を書いていただきたいと、これは要望ときます。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、討論を行います。

議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致でございます。よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第17号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第17号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

委員長 満場一致でございます。よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件9、議案第18号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者からの説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 予算書の295ページから304ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見、お願いします。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑がなければ、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第18号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

ここで税務課長、先ほどの報告、継続をお願いします。

吉田税務課長 税務課の吉田です。先ほどは失礼しました。

件数ですけれども、平成16年度の実績といたしましては46件ございました。平成17年度については、まだ年度終了しておりませんが、現時点で47件という状況です。

委員長 よろしいですか。

奥野 はい。

委員長 はい、どうもありがとうございました。

続いて、案件10、議案第27号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について議題といたします。この資料の10ページから13ページ。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 委員の皆さんの質疑、意見、をお願いします。

田島 全般にわたってちょっとお伺いしたいんですけども、今回石田町長が当初予算を組んで、いろいろ事務分掌の条例の案ですけども、今回企画部、そして住民部、福祉部、この部分についての意味と思うんですけども、住民部、福祉部というのは過去、前町長のときも僕が一般質問で、もう住民部、福祉部というのは莫大な事務量があるということで分掌化したらどうかという提案も僕もさしてもろたし、それで何年かやっておられたんですね。それでまた途中になって、前町長は統廃合でまた1個にしてしまった。そしてまた今回、石田町長が住民部、福祉部を部制にするということで、部制の必要性をまずお伺いしたいのと、企画部についての必要性ですね、今総務部の事務量はどうなっているのかと。そして、住民部、福祉部については、僕はこれでいいんと違うかなと、そう考えてますので、やはり職員さんもこれから高齢化が進んで、介護保険なりいろんな部門があって大変苦労

されてると思うんで、分掌化はいいと思います。ただ、企画部について必要なということで、まだその中身がわかりませんので、本当に必要であるんかないのかということを知りたいわけですね。

なぜかという、この小さい町、1万8,000人で部制をしくというのが、どうも必要ないかと違うかなあと前からの考えですね。課制でいいのと違うかなあと。例えば、大阪府のような大きな大都市になれば部制が欲しいんですけども、その点、企画部の必要性をまずご説明できる方、おられましたら。

石田町長 町長の石田でございます。

田島議員のご質問ですけども、私もまだ町長5カ月目でございます、なかなかどれがいいかという形、過去の経緯というのをペーパーで調べた程度でございます、いろいろ今回の機構改革で考え悩み抜いたところがございます。特に今、委員おっしゃるように部をなくして課でいいかという話、これは逆に言えば係をなくして部と課で、要するに2階建てにするか3階建てにするかという問題もあるんですけども、結局グループ制でやるところも、結局はこの人がそしたら何の係を持つかと、何を担当するかという形のやはり仕事の明確化が必要になってくると。ただ、グループ制であれば、お互い休んだときの仕事の交換、あるいは忙しいときにお互いにやり合うということも可能なんですけども、それは今回それぞれの部長の権限においてそれをやるかどうかという形、できるだけするよふというふうには現部長には言ってるんですけども、私としてはやはり3階建てという形で今回の部、課、係という3階建てをまずやると。

そして、企画部の必要性でございますが、これは本会議でも答弁させていただいたんですけども、まずは財政と人事と企画、この3つが特に大きな部分があるんですけども、これを1つにするかというのが問題があるんですね。これを1つに権限を集約してしまう。これは別にだれがというのを想定はしておりませんが、たまたまそれでまた長くその地位におってしまつと、そこで本当に権力、権限が集中してしまうといひますか、チェック機能がきかなくなるということも危惧いたしております。したがひまして、今回財政と人事と企画というものをまず分けて、それぞれの部でもってチェック機能を持たしたいというのが大きなところが1つございます。

それと、先般の事件等々もご承知のように、我々これからどんどん仕事をしていく中で、上下水道部でも事業部の方でもいろんな仕事を計画する。ただ、その契約事項は総務に上がつてきて、総務の方でするんですけども、やはりそういった、今大阪府でも契約事

項は別にやっておりますけども、そういった契約事項等々の問題、これもきっちりさらに今まで以上にやっていかなければ、また同じ間違いを犯すやもしれないというところで、法令遵守というところもあって、法制文書係という形、この辺も今よりもさらに一層やっ
ていかねばならないと。そしてまた、危機管理の問題もございますし、そしてまた今ずつ
と予算のところでも言っておりましたけども、町有財産の有効活用という点でも本当にた
くさんの町有財産、手つかずのままといいますか整理がつかない部分が多々ございます。
これをやっ
ていこうとすると、ますます総務の部分の仕事がふえてくるというところで、
総務部を割る必要が出てきたという判断をいたしております。

それと、企画部の必要性でございますが、1つはこれ私の公約でございました公聴広
報、要は私たちの理事者の意見を住民の皆さんに広くお知らせする。そしてまた、住民の
皆さんのご意見をできるだけたくさん吸収するという形で、秘書課の方を設置、強化とい
う形を考えておりますし、それと企画の方でございますが、人口の減少というのが日本社
会の少子化の傾向だからこれはやむを得ないんだという意見もあろうかと思えます。た
だ、また私どももそういった形で現実問題としては人口減少化の形での予算編成等々これ
からの短期的な目標を見てるんですけども、ただ周りを見ますと人口が減ってるのは、こ
の泉州地域でも岬町だけという状況、これはやはり何か私どもの今までの企画力に問題が
あったのではないかなという気がいたしております。したがって、企画部を増設いた
しまして、この辺をもっと強力でこれからの岬町をどういう形で再生していくかという
ところでは、企画力という部分が非常に大切な部分だと考えております。そういった意味で
総務部を2分割という結果に至ったわけでございます。

住民部と福祉部の分割に対しましては、先ほど田島委員の方もご理解いただけたと思
うんですけども、とにかく福祉部の方の仕事量が本当にたくさんふえてきております。そし
てまた、少し住民部と福祉部の部分の内容が、住民福祉部とまとめるにはちょっと異質な
部分があったかと思えますので、その辺はきっちりした形で同じようなところで分けたと
いうことで、結果的に8部制という形になってるんですけども、これは非常に人数の割
に、人口の割にというご指摘もございますけども、ただこれもあくまでもこの企画部を強
化すれば、私は今が底で、人口はこれからふやしていける、またふやしていかなばなら
ないという決意のもとでの今回の機構改革というふうにご理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

田 島 石田町長さんのそういう説明をいただいて、私は結構やと思うんですよ。結構と思うんで

すけども、もう1点だけ確認したいのは、本来なら税務課というのは総務部に属してましたね。今度、住民部に税務課が変更すると。これは何か理由があってと思いますので、その理由をまず説明していただきたいなと思います。

中口総務部長 総務部長の中口です。

田島委員の今言われる税務課でございますが、今まで税務課の、先ほどからの議論で税の収入をもって町の財政というか、そういう話で、ある意味では行政側からの見方ございました。これからはやっぱり住民側から見ると、住民票を取りに来て、ついでに税も払うていこうか、税を払いに来たついでに住民票も1個取っていこうか、印鑑証明を取っていこうかと。住民の側から見ると窓口業務であると。

今現在、1階の右手が住民生活課並びに税務課となっております。イメージとして、そのフロアを1つの部にしよう。今、地域振興課が入っているエリアを国保・年金等の今回住民部にする課としよう。だから、住民にとっては1階へ行け、2階へ行けじゃなくて、1つの部でワンフロアとしての住民の視点から今回組織をそういう形にしました。

以上です。

田 島 いい案ですわな。そしたら住民サービス優先という形でやっていただくと、本当に今まで歴史的になかったことを刷新されたということ、ええことは僕は賛成します。悪いことは反対します。そして、企画部は大体わかりました。そして、なぜ企画部をこしらえたかというのは、それは恐らく石田町長はやはり人事面においても立派なスタッフをこしらえるという考えで、企画部に人事課をこしらえたと思うんです。

そこで、この本会議が終わったらぼちぼち内示の時期に入りますし、また新しいスタッフの入れかえもせないかんしということで、この企画部でどなたがなるかわかりませんよ。しかし、僕も過去から一般質問で言うてるのは、結局適材配置、短期長期をなくせ、そして昇格には何をもって物差しで昇格してるんやということで、きのうの同期はきょうの上司になってしまってる部分があったわけよ、僕から見た目でもね。そしたら、何を物差しでこの職員の評価して昇格してというあれはないでしょう、うちの場合。勤務評価についても、どの物差しで勤務評価してるんかなあと。昇格する尺度はどういう、ペーパーテストでやってるのか、それとも日ごろ見ておった評価でやっているのかということこれから取り入れてもらわないと、やはり不満分子も出てくると思うんですね。わしは一生懸命やってるのに、いっこも評価してくれへんなど。物差しがなかったらそういう不満が出る。しかし、きっちりした評価制度をとっておれば、わしは努力が足らなんだんやと、

これはしゃあないわと、同期が上司になってもしゃあないわと、そういうことになりますので、前から言うてる勤務評価、そしていろんな研修、そして異動に対して希望調査、いろんなものを取ってくださいと白井さんに大分言いましたんやけどね。白井さんは僕の言うことをいっつも聞いてくれへんので、今度企画部ができたなら、人事に関することは言われへんけども、白井さん、企画部長にもしなったらよ、やっぱりそういう尺度、物差しをこしらえてほしいんや。やっぱり一遍にペーパーテストで面接でいろんなあれしたら、組合とのいろんな問題が生じると思うんですけども、しかし石田町長はずっと言うてる。立派な職員を育てます、つくりますと言うてるんやから、やはりそういう物差しをひとつこしらえてほしいなと。一次試験ならショートアンサー、小論文なら小論文を書かして、でないと起案能力がなかったらいつまでたっても町はようなれへんし、その起案を解読する能力、課長であればね。それをまた部長が政治的な判断でピシッとやると、そういうスタッフをこしらえんといかんと思うので、白井さん、答弁したかったらちょっと一言ください。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

人事異動の話は別といたしまして、人事異動にかかわりますいろんな物差し、客観的な物差しが必要ではないかという考え方は前から私も認識しているところでございます。

それで、今回それらの状況も踏まえまして、昨年岬町の人材育成基本計画というのを策定いたしました。この人材育成基本計画の中には今おっしゃっております人事評価制度、そして職員の研修制度とか提案制度とか、いろんなもろもろの人事の総括的な基本方針を定めたものでありまして、今ご質問のありました人事評価制度につきましては、現在管理職を対象にいたしまして試行を行ってるところでございます。一応3月末でその内容を、試行の結果をまとめたいなと思っているわけなんですけども、そこでは一番の問題となりますのは、管理職については一応目標設定制度を重視して、その目標を管理していただいて、最終的に目標を達成できたのかとか、そういう成果主義を大体重点的に評価の基準にしていきたいなという考え方を持っております。

ただ、それらはまだあくまで試行中ですので、いろいろ問題点も抱えております。最終的にはすべての職員に拡大する必要もありますし、いろいろ試行を重ねていながら最終的に岬町流の人事評価制度というのをつくっていきたいなと考えております。ちなみに、国におきましては今現在人事評価制度をやっと18年度から試行するという状況でございます。岬町の方が1年先にやっているのかなという状況でございます。

それで、研修制度でございますけれども、本来評価制度で人事異動等の基準が定かでないとなりましたら、どうしても今の能力等を総合的に評価して人事異動等を行っていると思うんですけども、そのときにできるだけその評価の対象となるテーブルの状況を等しくというんですか、だれでも昇格の対象者になれるようにする必要があるのではないかと考えております。それにはやはりどうしても日ごろの能力をアップすることが重要なかと考えております。そのためにはやはり研修制度を充実いたしまして、みずからも研修していただいて自分の能力を高めていくことによって、今後昇格とか異動の対象になるという形で、どんどんそういう形でレベルアップを図っていくことによって本人も自己満足していただける。それがまた、人事異動また昇格に反映できるのではないかと考えておりますので、研修制度につきましても充実していきたい。すなわち、機会の平等というんですか、その拡大を図っていきいたいと考えております。

いろんな方法をとりまして、それらをミックスした上で最終的に岬町版の人材育成基本計画ですか、それを充実してまいりたいと考えております。その今途中でございますので、もう少し時間をいただきたいと考えております。

以上です。

田 島 白井さんにそういう言葉でだまされたらいかんので、管理職だけじゃいかんと思うんですわ。なぜかというたら、管理職以外にやはりきのうきょう入った方も勉強次第で、努力次第で係長、課長になれるチャンスの場合、それが平等の場合ですね。管理職だけに絞ってしまったら、幾ら頑張っても上になられへんわとなるので、やっぱり当然その作業とか予算とか、そんなん要るんであれば致し方ないけど、別に予算がかなり要るとは思わないので、やはり底辺で一生懸命やってる立派な係員を僕は知ってますよ、かなり能力のある。言うて悪いけども、課長級ぐらいの能力のある方がおりますよ。その方が出る幕をこしらえてあげてほしいということは、やはり試験制度を採ってもらわんと。でないと、管理職だけにしてもたら、わしら安泰やと、あいつらまだわしの上を越さんから同じことやと。その制度を引いてもたら管理職も気づかなあかんというて頑張ると思うんですわ。

それと、もう1つは研修制度ですけども、やっぱり研修希望調査票とかこしらえて、私はこういうことを研修したい、資格を取りたいというのであれば、どんどん行ってもらって、帰ってきたら一生懸命働いてもらおうと。そういう方法を取り入れん限りには、ただ名目的にどこそこへ研修に行ってい、どうやったと、その程度ではだめです。個人的でもどこそこへ行きたいと言うたら、やはり公費でも行ってもらって。そうせんと午前中の力

ウンセラーの分で心理学の勉強したいというなら、職免で勉強していけば、そしたら1名余分に採用する必要ないでしょう、町としても。ねえ、教育長。そういう方法をとってもらって。そして、各職員の能力というのは実態把握できてますか。ということは、特に資格、いろんな資格を持っておられる方がおると思うんですわ。それを自主申告していただいて、そしてこの方は英会話何級持ってるとか、簡単に言うたらボイラー試験持っているとか、いろんな資格を持っている方がおるので、自分から出しにくいと思います。そしたら、それを全職員に出させて、そして企画部の人事につなげるようにしたら、そしたら人事も楽でしょう、担当の方が。そういうことでまず資格の自主申告、特にね。国家資格でも民間資格でもよろしいがな。

そういうことで管理職だけじゃなしに末端までの、3年たったら1つ上のテストを受けられるとか、そういう制度にしていだけませんか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 今回の質問にもう少し説明の方をさせていただきたいなと考えております。

まず、人事評価制度ですけども、先ほど管理職を対象にして試行中と。将来的にはあくまでもご質問のとおり全職員を対象として評価制度を制定していく必要があるのではないかと考えております。ただ、一番の問題といたしましては、まず評価制度の信頼性の問題がありますけど、まず評価の視点をどこにするかという問題です。やはり管理職としては成果主義といった形で成果を中心として評価できるわけなんですけども、管理職以外の職員については成果よりか仕事の正確性とかスピードとか、それとか企画力とか、そのような視点が相当問われるのではないかと問題がありますので、その辺のところをどういう視点で評価するのかということをもう少し整理する必要があるのではないかと考えております。それで、もう少しお時間をいただきたいなと。将来的には最終的には全職員を対象にしたいと考えております。

そして、研修制度ですけども、今までの研修といいますのはどちらかといいますとこちらの人事の方で研修の方を組みまして、そして何々さん行ってくれませんかという形の指名研修が多かったわけなんですけども、これからは反対に各職階ごとに必要とする能力を標準的にこちらの人事の方で作りまして、そして今現在あなたはこういう職階ですけども、どれだけの能力がありますかと自己評価していただいて、その足りない能力を自分が一番必要とするときに研修を受けていただく。そして、その研修を受けることによって自分の足りない能力をアップしていただいて、そして最終的にもっと大きな職員の能力アッ

プということを考えておりますので、そういう制度を今組み立てたばかりでございます、なかなか軌道に乗っていないところも事実でございます。その辺のところをもう少し整理させていただきたいと考えております。

それと、最後に資格の件ですけれども、これは今まで2回ほど自己申告制度という形で、いろんな人事とか、いろんなその他の問題につきまして自己申告をしていただいた制度を2回実施いたしました。その中に今ご指摘の現在どういう資格をお持ちですかという形の調査項目がありまして、それで申告していただいた方についてはこちらの人事の方で電算処理しておりますので、そういう形で資格の電算処理とか、データの把握には一応努めているつもりでおりますけど、ただちょっと期間等もあいておりますので、そろそろまたもう一度調査する必要があるのではないかと考えておりますので、その点につきましてはまた近いうちに実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

田 島 最後に、白井さんは評価制度をやっていくと言うてんですけれども、次の議案の中に給与関係のところ、結局勤務実績に基づく昇給制度の導入であって、結局勤務成績が極めて良好、特に良好、反対にやや良好でない、良好でないと評価してるやんか。評価してるから、物差しがあるから評価できてると思うんやで。こんなもん良好でないというたら、服務規定違反、職務に専念する義務違反やものな。分限処分に当たると思うんや。こんな人おたらぐあい悪いで。極めて良好、特に良好、こんな人ばかりでなければいかんわけや。やや良好とか、良好でないというたら、ほんと言うたら服務規程違反の対象。評価してると思うで。

まあいいですね、結構です。そしたら次の部分で一遍また。

委員長 ほかにありませんか。

和田(博) 機構改革は、先ほど田島議員も言われたように、私自身も福祉が非常に今予算が大きくなってるので、これは分けなければならない、このように思います。そして、その分ける部分について、企画のそれも僕は結構だと思っんです。ただ、この前からちょっと気になってることは、町職員全体の中での役職員の占める割合というのが、これがかなり多くなっているんですね。ただ、それも逆に言ったら、これから後にも出てくる職員のやりがいという中ではいいわけでありませう。ただ、その辺のところ全体、これも私も働く立場におります労働者でございますから非常に言いにくい部分があるんですけど、賃金に全部はね返ってくるんですよね。これ、1回上げた部分はおろせないという部分があるんです

よ。1回上げたら、この人の資格を上げてしまったらおろせない、将来にわたっておろせないという、こういう部分があるので、その辺のところからいったら今回全体の機構を変えて6部ですか、教育、議会を除いて6部という形に持って行って、その中に3課ずつ持っていくという、バランス的にも非常にいいわけでありますけど、そういう意味では管理者がふえてくるということでもあります。これは町長の方は本会議場で管理者をふやさないんやと。今、課長代理も級でいったら課長と同じ級でございますから、それで出さないんだというような話をしておったんですけども、その辺のところの懸念だけちょっとあるので、その辺のところについてこの委員会の中で答弁していただいておりますと、このように思うんです。これはどなたでもいいですよ。

石田町長 町長の石田でございます。

ただいまの和田博之委員のご質問の中で、1つ私の答弁の訂正、私は数を一定という答弁はいたしておりません。それだけご了解賜りたいと思います。確かに管理職がふえるという形が懸念される、そのとおりだと思います。特にまた先ほどから田島委員もおっしゃてるように、管理職以外の方で非常に素晴らしい能力のある人がいるというのも私も認識いたしております。これはまだわずか5カ月といいながらも、職員にすべて会っておりますし、大体毎晩7時、8時までおるときに、帰りしな各課を回ります。その中で、残っている職員と話をする中で、どんな仕事をしてるのか、どういう形でこの町行政のことを考えてるのかというのをそれぞれ聞いて回っております。その中で、ああ、この職員はしっかりしてるな、ここの課長、部長よりましと違うかというのも正直感じる場所もございますし、その辺も含めて、まだ本日が済むまでなかなか次の人事まで頭が回らないのが事実なんでございますが、ぼちぼちこの機構、本日終了させていただいた後は、どういった形でふやしていくかという部分もあろうかと思います。

その中で、過去からおられる方々、これを降格するという事は当然できませんから、しばらくの間は逆に管理職が多くなるという経過もあろうかと思います。ただ、これはいづれ直っていくという、要は退職、定年になればなっていくわけでございますから、そういった形でどんどん是正はされていくと思っておりますし、ただそれが行革にどうなるのかということにつきましては、組合との話の中では19年で191人の数をまだ5名、今回6名の資格者の採用をしておりますけども、その辺を含めても186名で18年度やっていこうと思っております。組合さんからはかなり言われてはおるんですけども、まだかなり予定よりも数を減らして進めております。したがって、人件費からすると行革

プランよりも進んだ形での構成となっておりますので、何とかその辺はご心配のところをクリアできるかなと。ただ、実際見たときに、ちょっと管理職が多いのと違うかなという点があるかと思います。それと、できるだけ副理事とか課長代理とか参事とかという職はなくしていきたいという気持ちはあるんですけども、ただこれはいたし方なくそういった形もせざるを得んということも私自身認識をしておりますので、この辺ちょっとなかなか思いと現実と食い違いは出ようかと思いますが、その辺も最終の目標に向かっての経過という形でご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

和田(博) この件は、先ほど一時的に管理職がふえるという話をされてまして、これは何年かダブってくるという形で、その管理職がふえた方が遊んでしまうんか、そういうことのないようなやり方をやっぱりしていかなあかんので、そして、その方も今までいろんな苦勞をされてるんやから、その人を干してしまうということになってしまっはいかんので、その人も今の186名の中の1人ですから、そういうことのないようなやり方を、皆さんが平衡感覚を持った中でこの人事異動はやっていただきたい、その辺をお願いしておきたいと思うんです。それがなければ、この後で給与が下がってきたり、いろいろあるわけですね。やりがいのある職場にしていかなあかんので、一過性の思い入れの中でやらんようにだけ、これはお願いしておきたいと思います。

以上で、よろしいです。

委員長 ほかに意見ありませんか。

和田(勝) 前からこの改革を言うてましたが、私は新しい町長にやっぱり思ったあれでやっていただいたら、こういう改革は、やっぱりこれも改革ですからね。石田町長、これで一遍頑張っていたきたいと私は思います。

委員長 ほかに。

奥野 1点確認だけさせていただきたいと思います。先日の本会議の中の説明の中でも、何人かの議員さんから時代に逆行しているのではないかというようなご意見もあったかと思いますが、その中で、私は今回新町長になられた石田町長がいろいろと考えた中で、私も最終の一般質問で実はこのあたりを質問も兼ねて提案させてもらおうかなと思ったところがありました。防災に関しての質問で、やはり危機管理というものを創設しないといけないと私はずっと思っていましたので、出した時点ではまだ明確でなかったもので、この辺は町長もお考えいただいたと思います。

それと、やはり総合計画といいますが、まちづくりの部分でやはり企画、土取りの部分のそういうものの課として独立したものをやはりやっていかないといけない。町の財政の根幹になってくる部分でありますし、やはりそこも当然独立していただきたいなと思っていましたので、企画部という部分ではそれはいいなと思っております。それと、住民福祉部も多岐にわたった仕事を部長さんあたりは大変な、今までやってられたと思いますし、ここは細分化して、これもいいかと思えます。

それで、もう1点確認というのは、4%ほどの人件費削減などという答弁があったと思いますけれども、そこだけちょっと確認させていただきたいと思えます。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 ご質問の給料の今回条例改正を行いまして給料表の引き下げを行うわけなんですけど、これは次のときで説明させていただいてよろしいでしょうか。今とどちらがよろしいでしょうか。

奥野 まあ後でも結構ですし。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 そしたら後でさせていただきますので。

委員長 それでは、ないようなので、いいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第27号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第27号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

委員長 暫時休憩いたします。次は2時55分。

(午後2時45分 休憩)

(午後2時55分 再開)

委員長 休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

続きまして、案件11、議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、委員の皆さん、質疑、意見、お願いします。

和田(勝) 一般職の職員の給与に関する件について、この点について一応給料のあれですので、国の人事院勧告から準じてやっているのか、岬町独自でしたのか、それをひとつ答えていただきたい。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

今回の給与条例の改正につきましては、大筋では去年の8月の人事院勧告に準じまして改正しているところでございます。ただ、一部若干地域手当の問題のところにつきまして、またいろいろ先ほど質問がございました勤務実績を昇給とか勤勉手当に反映する、それについては若干今後の協議事項等も残っておりますので、その辺のところは一部まだ十分盛り込まれてないところもありますけれども、全体的には勧告どおりとなっております。ただ、住居手当の問題につきましては、これは町独自の問題でございますので、それにつきましては町の単独の見直しと考えていただいでよろしいかなと考えております。

以上です。

和田(勝) あれですか、やっぱり町の独自で改正したということですか。それをこの時期に何で町独自で職員の手当を減らすようなことをするんか、その点だけちょっとお聞きしておきたいんですが。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 先ほど言いましたとおり、改正の基礎となります内容はあくまでも人事院勧告、それを国の方におきましては人事院勧告を受けまして国家公務員給与法が改正されております。その施行時期がことしの4月1日となっております。そして、内容等につきましても吟味した上で最終的にこういう形で出させていただいております。そしてその施行時期につきましても同じく岬町の条例、全国の市町村すべて同じ取り扱いになるかなと考えているわけなんですけれども、すべて4月1日から勧告に沿った形で給与制度がスタートするという、そういう状況でございます。

和田(勝) 職員さんには気の毒やけど、仕方がないということですね。はい、もう結構です。

反 保 等級の件ですけど、私も等級社会でやってきました。約25年ほど前から等級の世界であったんですけど、若い等級、上に行くほど資格が強かったんですけど、その等級の若いときに評価をされる方が直接の上司から多分に今回も評価されると思うんですけど、この評価自体そういう場合は私情が大きく占められると思うんですけど、その場合、給与体系に左右される場合でしたら、その辺が一番の若い等級を持たれてる方は歯がゆい部分やと思うんですけど。

ただ、私らの場合、一番利点がありまして、下から上司に対しての勤務評定をさせていただいたわけです。だから、先ほど和田議長が言われてました上の方が偉くなれば安易な仕事にとりかかるといようなことはまずあり得なかったわけです。下からの評価がこの勤務評定に上の方がなりますから、会社の中では非常に下克上が多かったんですけど。

今、私が問いたいのは、下に属する方が管理職試験があるかどうかわかりませんが、そこへ行くまでには直接の上司の方からの評価を受けられるんですか、それとも別個に評価体制がなされるんですか。その辺、所属長からの評価を得た中で給与は体系的になっていくものか、あるいはそういう評価の得られる基準の中で評価を得られるものか、そういう不公平さのない評価を得られる方法が一番いいとは思うんですけど。その辺は評価基準というんですかね、不公平のなさが前提でしょうか。それともやっぱり不公平さが生じるんでしょうか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 なかなか答えにくい問題かなと思うんですけども、まず岬町の場合、給料体系といたしましては職階制をとっているわけなんです。各職級ごとに、例えば今回の場合でしたら6級が部長級、課長が5級、4級が主幹級という形になっているわけなんですけども、この各級に上がるためには当然昇格。そしたら昇格をどういう形で今行っているのかといいますと、さきの質問もあったわけなんですけども、現在評価基準制度というのは明確化しておりませんので、今職員的能力とか資質を総合的に判断して選考により決定しているという状況でございます。そういう評価制度等ができますと、当然その上司の評価、また下からの評価、今よく360度評価と言われてるわけなんですけども、そういう評価制度も今後必要かなと考えてるわけなんですけども、現在のところ選考で選ぶという形で各管理職を登用するとか、そういう取り扱いをしておりますので、その中に公平、不公平の議論が出てくるのかなとは思うわけなんですけれども、そういうところはできるだけないような形で、できるだけこのデータをもってして職員を選抜する

と、そういう方向で解消していきたいなと考えているわけなんですけど。

委員長 反保委員、いいですか。

反 保 はい。不公平のないような方法を講じてほしいと思います。

委員長 要望ですね。ほかにいいですか。

田 島 白井さん、ちょっと教えて。(3)の勤務実績に基づく昇給制度の導入、これは改正案と思うんですけどね、ここの中でアのところで4分割して普通昇給と特別昇給、この意味の説明をまずしていただけますか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 昇給制度につきましては2つの考え方がございまして、普通昇給と特別昇給なんですけども、普通昇給といいますのは職員が12カ月間勤務成績良好という成績をおさめた場合、今の号給よりか1つ上に昇給することができる、これが普通昇給の制度であります。それ以外に、例えばいろんな事務改善を図ったとか、著しい功績があった場合については、普通昇給にあわせてもう1つ上の2号給までですか、そういう形で昇給の幅を加算して昇給させることができる、これが俗に言う特別昇給という制度でございます。この制度を統一しようというのが今回の改正の内容でございます。

以上です。

田 島 そしたら、過去12カ月間良好な職員さんばかりやったわけやね。これに、普通昇給からこぼれた方はありますか、過去。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 普通昇給につきましては、先ほど言いましたとおり12カ月間勤務成績が良好な場合、昇給できるわけなんですけども、良好でない場合としまして、まず勤務期間が足りない方がおられます。例えば、病気で休まれた方とか育児休業とか、そういう方については12カ月間良好な成績がございませんので、当然昇給することができません。それが今のところ検討中なんですけども、今後これから予定しようとしておりますのが、そういういろんな懲戒処分とか分限処分を受けたとか、そういう地公法の処分とかについても今後その良好の判断の中に1つの基準として入れていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

田 島 そしたら、イの新たな昇給基準として先ほど言うた部分があるんですけどね。極めて良好、特に良好、反対に、やや良好でない、良好でないと、この評価基準というのは今後協議事項と言うてましたな。今まではそれなしにやってたんですけども、どのような協議事項でやっていくんか、もし差し支えなかったら言うてほしいんですけどね。例えば、事務

能力が抜群やとか、そして住民に対する待遇が抜群やとか、そんな部分も入れますのかな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

評価基準につきましては、国の方で評価制度が確定するまで暫定的な取り扱い、こういう目安というガイドラインを示されております。その中でも勤務成績が不良につきましては、具体的に懲戒処分を受けた者とか分限処分を受けた者と、そういう形の明確な基準は国の方でも示されております。それを採用したいなと考えてるわけなんですけども、反対に勤務成績は極めて良好とか、そういう極めてとか特に良好、これについてはあくまでも抽象的な表現しか国の方でもされておられません。そういうこともありまして、今後どういう形でその具体的な基準づくりにするかということについては、もう少し時間がかかるのではないかと。その1つの手段として、先ほどから言っております人事評価制度というのが一番その手段としては使いやすいのではないかと考えてるわけなんですけども、状況が今試行段階という状況ですので、それにかわる何らかの合理的な基準があるのかわからないのか、その辺のところもあわせてもう少し時間をかけて検討していきたいなと。そして、その内容につきましては、職員組合ともまた協議していきたいなということを考えているところでございます。

田 島 そしたら、この評価される方、する人の問題について、評価をする方はどのポジションの方がするか、それもわかってますか。わかっておったら教えてほしいんです。評価者。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

今のところ具体的には示されておられません。ただ、人事評価制度の面からお答えさせていただきますと、現行の今岬町がやろうとしている人事評価制度、今試行中の評価者というのはあくまでも上司からの評価を予定しております。あと、試行の段階に当たりまして、同僚の評価とか、また反対に部下からの評価も必要ではないかという意見もいただけてますけども、今のところまず上司からの評価を評価者としていきたいなと。被評価者は当然直属の部下という形になると思います。そういう形で一応評価制度を固めていきたいなというところでございます。

以上です。

田 島 今、白井さんの話やったら直属の上司としてとらまえてよろしいのかな。係員であったら係長が評価するのかな。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 あくまでも今回予定しておりますのは、まだ管理職だけの

評価ですので、一番下のクラスは課長代理の評価者は課長、課長の評価者は部長、部長の評価者は助役と、そういう形で直属の上司が評価を行うという形の試行を行っております。

田 島 　　うちは出先を抱えていますわな。そういう場合、どういう方が評価するんかと。結局、異動にしても当然上層部でやっと思ったと思うんですな。ということは、その方の評価がわからずして今までそういう人事にしても、この給与関係の評価にしてもやっておったと思うんですわ。そやから、やはり直属の上司が1日見てるんやから、評価するに当たっては十分評価者として備えていますわな。仮に白井さんが出先の方の評価をすとなったら全然評価できませんわな。その事務的なものを、やっぱり対応する、評価できませんからね。

　　そやから、なぜ僕がこれをやかましく言うかといったら、僕も前の仕事でごっつい冷や飯食ったわけですから。前の仕事がA、B、C、Dまであるわけですから。そやから、Dの者については一生烙印を押されて等級が上がらんわけですから。号数は上がりますわな。頭打ちで。それをだれがやってるかといったら直属の上司やったんやけども、公私混同甚だしい上司がやったわけで、わしは嫌いやから仕事してても絶対上げへんと、そういう制度もあるので、一直属上司じゃなしに、やっぱり横の上司の評価も入れてあげんと、仮にわしのゴルフにつき合いせえへんと。あいつは仕事するけども、どうもつき合い悪いやっちやと、そういう感じで評価。評価というのは一番怖いんですわ、反保さんの言うとおりね。ところが、一個嫌われてしもたら、もう一生その部長が動かん限りはやられてしまう。まして、白井さんみたいに長期滞在者の場合は、あんたがやめん限り評価されっ放しや。短期にポンと動く人はええで。ああ助かったということで。ここでこの文言を入れるのは、入れん方がええなと思うんですけども。もう普通昇給でいったら、病欠の場合は本人も納得済みですけども、そういうぐあいにしたらどうですか。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長　　まず、田島議員がご質問されてますのは、委員会資料の14ページ、15ページをごらんになってご質問されてるんかなと思うんですが、この14ページというのはあくまでも今回の条例の概要でありまして、条例で規定していないものにつきましても基本的な考え方を示しております。ですので、今おっしゃっております勤務成績が極めて良好、特に良好というところなんですけれども、16ページをごらんになっていただきたいと思うんですけども、これは具体的な改正の内容で、第10条をごらんになっていただきたいんですけど。あくまでも今回勤務実績を反映するという形で言うておりますけども、これは10条の第1号の1年間におけるそのままの勤務実績において行

うものという考え方と、そして2号におきまして、2行目なんですけども、良好な成績で勤務した場合の号給数を4号とすることを標準としてというだけでありまして、あとは規則で定めるということになっております。

そういうこともありまして、今後の規則の問題につきましてはいろいろ問題点も抱えているということで、今後規則を制定するに当たりましては、きょうのご意見もお伺いした上でその辺を反映していきたいなということでございますので、ちょっと条例と規則と両方ご質問されていると思いますので、条例ではそこまでうたっておりませんので、その点ご理解願いたいなと考えております。

それともう1点、出先はよろしいですか。

田 島 了解、もうええわ。期待しますんで、白井さんに。降格はないわな、昇格はあっても降格はない。

委員長 ほかに。

和田(博) 今回の改定の問題で大きな部分は、8級が6級になる。それで、6級の人は部長級というふうに聞いておりますが、この方たちの給料表を見ますと斜めに下がってくるという形で、給与を下げないと、こういうことでございますから、逆に言ったら上がらないと、こういうことになるわけですか。その辺のことを確認しておきたいということと。

もう1点は、この給与の中の新旧対照表をいただいておりますが、この中の第7条の件で職員を昇給させる場合にその者の号数は別に規則で定めると書いてある、この規則というのは今後定めていくということですね。その2点、ちょっとまず最初をお願いします。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 まず、ちょっと資料をごらんになっていただきたいんですけども、今回の給料表の改正につきましては資料の19ページをお開き願いたいんですけど、これは別表1が教育職を除く一般職の職員の給料表でございます。号給制になっているところでございます。そして、22ページ以降につきましては、教育職の給料表、別表2という形で今回改正していくところでございます。

この給料表を見ていただきますと、8級制が6級制になっているということと、そして今までより号給数が物すごくふえていると。教育職の場合だったら149、一般職の場合だったら125号給まで、そういう形で改正しております。それにつきましては、まず級の切りかえにつきましては26ページの附則別表1というのがございます。これで8級制が6級制に変わったということがご理解願えるのかなと思っております。そして、下の別表2というのは、今回の今持っている号給を新たな給料表の号給表に切りかえるものでござ

います。現在の号給を4分割する関係で125という形で、物すごい大きな号給数を持った給料表に切りかえるものでございます。

例えば現在この27ページを見ていただきますと、例えば7級の2号給の方でしたら、今後は5級の1に切りかわるといふ形のこと、この別表1、別表2でおわかりになると思います。これは給料表の切りかえでございます。

今回の給料表の切りかえは、そういう級と号給の切りかえとともに額の切りかえも行ってあります。額の切りかえにつきましては、19ページの給料表にもう一度戻っていただきたいんですけども、額は今回1級から6級のうち、3級、4級、5級、6級につきましては平均しますとほぼ4.8%程度引き下げとなっております。1級、2級はほぼ大体変わっておりませんが、平均しますと何回も説明してまして4.8%ぐらいの引き下げとなっております。ですので、この給料表を4月1日に切りかえたいということなんですけども、そうしますと現在の給料表からほとんどの職員が4.8%給料が下がってしまうということがあります。そういうこともありまして、国の方も同じ考え方なんですけども、資料を何回もあけて申しわけないんですけども、資料の15ページ、そこに(6)のウというのがございます。現給保障と書いておりますけども、これは附則の5項から第7項のことを言うてるわけなんですけども、この考え方は3月31日現在の給料月額と、切りかえ後の4月1日現在の給料月額を比較いたしまして、4月1日現在の月額の方が当然下がりますので、下がる職員については3月31日現在の給料月額を保障しようという制度でございます。現給保障でございます。そしたら、4.8%下がる言いながら現給保障やったら全く給料がどうして4.8%下げるのかということなんですけども、それにつきましては現給保障額というのはずっと固定してありまして、切りかえの給料月額は毎年勤務成績が良好でしたら4号ずつ上がっていきます。そしたら、大体5年か6年たちますと大抵現給保障額と昇給してきた給料月額がほぼ一緒になります。そういうこともありまして、現在の現給保障者はこれからずっと昇給停止措置によりまして最終的に5年間かけて4.8%引き下げようと、そういう措置を行うものでございます。それが給料表の切りかえでございます。

和田(博) もう1個、規則。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 第7条の規則で定めるといふことなんですけども、この第7条の職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に規則で定めると、その規則なんですけども、今まででしたら職員が例えば7級から8級、例えば課長から部長になります

すと、8級の給料に格付けして、あと号給の格付けについては、今7級で持っている号給月額をもとにして8級の同額または直近上位の額を探すわけなんですけども、今回給料表が1号給を4号給に分割された細分化されておりますので、その辺の自動的に昇格、今持っている給料月額が昇格したら自動的に次の昇格した号給の方に決定できるという、そういう換算表をつくる予定にしております。それを規則で定めるという形になっておりますので、これからは給与がだれが見てもすぐ昇格したらこの給料になるという形でわかる形の制度に切りかえる予定をしております。そういう内容を規則で定めるとなっております。

以上です。

和田(博) この件は行革をしながら、そしてまた実際に働いている職員の皆さん方は、自分の給与体系を見ながら生活設計をやっておって、家を買った人もおれば、いろいろとやられておられる方もおられるので、そのあたりで直接職員の給与に、生活に響いてくる部分でございます。その辺につきましては、今確認して下らないということを確認したんですけど、その上に立って行政改革をやるについても職員のやりがいというのが一番大事な話でありますから、そういう部分では職員がやりがいのあるようなやり方をさせていただきたい。これは要望にしておきたいと思うんですけど、そういうことを何もかも逼塞してしまって、生活は大変やわ、役場へ来ても怒られるばっかしやということでも困るんで、その辺のところはやっぱりやりがいのあるようなやり方を進めていただきたい。また、透明性を出しながらやっていただきたいと、このように思います。その辺のことを要望して終わりたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑、意見ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第 28 号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件 12、議案第 29 号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、皆さんの質疑、意見をお願いします。46 ページから 91 ページですね。

和田(博) これも、職員は生活設計して自分の退職金が今何ぼあるというふうな形の中で、これは労働者でございますからあるわけでありまして。実質どこかのポイントで大体どのぐらい下がってくるんやというのがわかったら、それをちょっと教えていただけますか。50 ページに載ってあるね。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 なかなか改正の内容が多岐にわたってまして、具体的にこの改正をしたら退職金が下がるのか上がるのかとよく聞かれます。そういう質問といたします。まず、退職金の構成が変わったのをちょっとご理解願わないとあと話しにくいんですけども、今までは退職金といいますのは、勤続期間とやめる理由と、やめるときの給料月額で退職金が計算されたわけなんですけども、今回それを今までのルール分を基本額としまして、そしてそれに新たな調整額というものが新設されています。それらを 2 つ合わせて退職手当という形で改正されております。

まず、その基本額の件なんですけども、具体的には資料の 49 ページと 50 ページをごらんになっていただきたいんですけども、まず 49 ページにつきましては退職理由別の勤続年数別の支給月数をあらわしております。そして、次のページの 50 ページをごらんになっていただきたいと思います。これは今回の基本額のどのぐらい上がったのか、下がったのかということなんですけど、それをあらわしてありまして、まず上の方に太い破線と実線があると思います。これは勧奨とか定年でやめた場合となっております、このブルーの色がついているところが今回の見直しによりまして支給率が上がったものでございます。縦軸が支給率、横軸が在職年数ですので、例えば勧奨・定年におきましては在職 11 年から 24 ~ 25 年ぐらいまでの間については支給率が上がっております。

そして、下の方に自己都合、自分の都合によってやめた場合の退職手当の支給率につき

ましても、15年から24～25年までは支給率が上がっております。といいますのは、今回の改正は、今までの退職金は勤続年数が長ければ長くなるほど急激に支給率が上がるという制度だったわけなんですけども、今回それを改めましてなだらかな曲線を描くような形の改正を行っています。ということは、中途採用者がやめられても今まで以上の退職金が支給されるという形で、中途採用された方がやめる方については当然退職金が今回支給率が上がるということが、この表を見ていただきますとご理解願えるのではないかと思います。

それともう1点、そしたら最後に35年間勤めてる職員はどうなるのかということなんですけども、それは調整額がどうなるかなんですけども、職階に応じて調整額が支給されて、今の部長級でしたら約200万円ぐらいの調整額が支給されます。ですので、現行の給料月額より200万ふえるのかということなんですけども、そうしますと退職金の計算の基礎となります退職の給料月額が、今まででしたら先ほどの給与の改正で現給保障があるという形で聞いてたと思うんですけども、この現給保障がない14.8%引き下げられた給料月額をもって退職金を計算するとなっております。ですので、基本額の方で4.8%、金額に直しますと約200万円ぐらいになりますので、基本額で200万円減るところを調整額200万円加算しますので、差し引きしますとほとんど変わらないというのが答えでございます。

ただ、先ほど言いましたとおり中途採用者については、色がついているところがはっきり言って支給率が上がりますので、そういう方々がやめられた場合は、今回の改正によって支給率の関係でふえますけども、それ以外の方についてはほぼ今までどおり、今やめても数年先にやめても退職金の額というのは変わらないという形で考えてもらったらよろしいのかなと。具体的にも附則におきまして、どちらか高い方を支給しましょうという形の経過措置も設けられておりますので、どちらにしましてもあまり変わらないという形でご理解願いたいと考えております。

和田(博) どちらにしても変わらないということであるならば、それはそれでいいのかなという気もするんですけど、公務員の場合は退職しても失業保険がないと、こういうことでございます。その辺のところも私たちは考えていかなければならんと、このように実は思っております。あわせて、公務員に対する今厳しい目も今ありますので、そういう中でこの退職金のそういう部分が整理されるということについては了とせざるを得んだらうと、このように実は思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、他に質疑、意見がございませんので、終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第29号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件13、議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいとす

す。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ページ数、92ページから93ページ。

それでは、委員の皆さん、質疑、意見をお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ質疑をこれで終了いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件14、議案第31号「岬町税条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件について、担当課から説明させます。

吉田税務課長 税務課の吉田です。よろしくお願いします。

お手元に当初から委員会資料として提出させていただいております資料に加えまして、本日新たにホッチキスどめで3枚の資料を追加させていただいておりますので、当初からの提出させていただいております資料とあわせまして資料の説明をさせていただきたいと思っております。

一昨日の本会議場におきまして総務部長の方からも税条例の一部改正についての趣旨などについて説明させていただきましたが、岬町におきましては地域経済の低迷や地価の大幅な下落による税収入の減少などの影響を受けまして、行政改革効果が相殺され、基金の取り崩しにより収支を調整するという極めて厳しい財政状況が続いております。三たび財政再建準用団体への転落を回避するとともに、行政サービスの向上を図るため、税条例の一部改正をお願いするものでございます。

その改正の部分ですけれども、法人町民税均等割について標準税額の1.2倍にしまして、固定資産税におきましては標準税率の100分の1.4を100分の1.7の税率に改正をお願いするものでございます。

それでは、まず法人町民税の均等割ですが、現行の税率に先ほども言いましたように1.2倍の税率にするものであり、法人税の均等割は法人の資本等の金額と従業者数の合計によって1号から9号の規定する法人の9段階に分かれまして、所得額に関係なく課税するものであります。

委員会資料につけております参考資料1をご参照いただきたいと思います。ページ数、97ページでございます。これは、上段の表につきましては平成17年度の見込み額で、現行税額と改正案の2つを試算、比較をしております。これはあくまでも17年度決算見込みによって試算をしておりますけれども、この改正案の適用は平成18年10月1日でございますので、よろしくお願いいたします。

この表に示しております1号、1号といたしますのは資本金50億円を超え、従業者数が50人を超える一番大きな法人でございます。現行では税率、法人1件300万、それに対しまして改正後は1.2倍の360万円、以下2号、3号、4号、6号、7号、8号とずっと来まして、9号では資本金1,000万円以下、従業者数は50人以下、標準税率で

5万円、それが1.2倍の6万円になるということでございます。

見込み額もこの表では示しておりまして、法人数でおおむね245の法人の数です。その法人数に対しまして現行では3,115万円、これが、これを改正いたしますと3,738万円、差額は623万円の増となるわけです。先ほども言いましたけれども、これはあくまでも17年度ですので、実際に18年の10月から適用しますと、実質的には19年度から増収が図られまして、その時点におきましてはもう少し、今の標準でいきますとここで示しております3,100万円という数字が2,800万円台ぐらいに落ち込むのではないかと考えております。

このページの下段の方の表でございますが、これは平成8年から16年の決算額の推移を示しております。平成8年では合計額3億404万8,000円、11年では2億260万1,000円、16年では1億6,091万円です。

この平成8年度の決算額に対しまして、16年度は先ほども言いましたように1億6,091万円で、8年度に対して52.9%ということになって、相当の法人税全体としての減収となっております、また平成11年の対16年におきましてでも、多少のこぼこはあるものの、それでも79.4%と減収となっております。また、均等割だけで見ますと、11年度が決算額でピークとなっております、それに対して16年度は87.4%と減少しております。先ほども言いましたように年度によって多少の増減はあるものの、やはり全体的に右下がり、税収としては厳しい状況が続いているという状況であります。

以上が法人町民税均等割についてのこの表での説明でございます。

次に、固定資産税ですが、固定資産税は土地、家屋、償却資産の課税標準額に対しまして、先ほども言いましたけれども、現行では100分の1.4、この標準額に対しまして0.3%引き上げまして100分の1.7とするものでございます。

資料ですが、委員会資料98ページに資料2をつけておりますけれども、ちょっとこの時点におつけさせていただいた資料よりも、本日配付させていただいております資料、3枚の資料ですが、その資料の方がわかりやすいかと思っておりますので、こちらの資料をご参照いただきたいと思います。

まず、1枚目の資料ですけれども、これは固定資産税の平成8年度から16年度の決算額の推移をお示しております。固定資産税額、平成8年度におきましては15億6,488万3,000円です。平成11年度は16億7,148万5,000円、これはこの表でのピ

ークを迎えております。そして、16年度におきましては13億6,391万2,000円となっております。ピークであります平成11年度と16年度を比較しますと、16年度は11年度の81.6%と減少しております。

次に、下段の平成17年度から19年度の予測数値を入れまして、19年度からの適用と考えておりますので、超過課税の試算を19年度で入れております。平成17年度の収入合計見込み額は12億9,600万円、18年度はこれは当初予算の数字ですが、11億4,900万円、19年度の予測ではほぼ同じく11億4,800万円と、16年度に比べさらに減少されるものと思われます。19年度の予測収入額に超過税率の100分の1.7を乗じますと13億9,400万円となりまして、おおむね平成15年ないしは16年度の決算額とほぼ同程度となるような見込みであります。

備考欄にも記載しておりますけれども、18年度は評価替えの年となっております、税収は大幅に減少いたします。平成11年度に対する16年度の税収は81.6%にすぎませんで、さらに11年度に対する17年度は77%と、さらに大きく減少することが見込まれ、このような状態では住民サービスにも影響を及ぼしかねない状況であると言わざるを得ません。少なくとも平成15年あるいは16年の税収が必要ではないかと考えております。

次に、2枚目の資料をご参照願います。この表は平成17年度の地価公示価格の変動率の表でございます。こちらに項番をつけまして、1から30番まで左端に番号を打っておりますけれども、この順番に変動率の高い数字を載せております。これは17年度で地価公示が示された数字をこの一覧表に当てはめたものでございます。去年も話題になりましたけれども、全国のベストテンの中に、ベストテンと言っていいのかどうか分かりませんが、その中に岬町14地点のうち半分の7地点が10番までのところに入っております。さらに、残りの7地点におきましても20番の中に入ってしまうという状況で、非常に全国的に例を見ないほどの大きな下落という状況になっておることがわかっていただけるかと思えます。

続きまして、3枚目の資料をご参照願いたいと思えます。この3枚目の資料は税率を100分の1.4から1.7に変更することによって1件当たりの固定資産税の負担がどのように変わっていくのかということを試算いたしました。試算は住宅地で行っております。土地につきましては、住宅用地の場合というところの枠の下に印の1として記載しておりますように、地積及び課税標準額は平成17年の小規模住宅用地の平均値を用いております。

す。その土地の平均地積は約150平方メートル、17年度の課税標準額の平均は65万円、18年度になりますと54万円、19年度では52万550円と計算されております。

また、家屋につきましては、これも印2で記載しておりますように、床面積及び課税標準額は平成17年度の木造専用住宅の平均値を用いております。その家屋の平均の床面積は約100平方メートル、おおむね30坪でございます。17年度の課税標準額は250万円、18年度の課税標準額は215万円、19年度も同じく215万円となります。以上のような前提条件で税額を試算いたしました。

17年度では土地家屋の課税標準額の合計額が、税額の試算というところで下段の表で示しておりますけれども、合計額が315万円、これに対しまして標準税率の100分の1.4を乗じますと、税額は4万4,100円ということになります。一方で、この案は19年度からの適用ということですので、一方でその19年度での課税標準額合計が267万円、これに超過税率の100分の1.7を乗じますと税額は4万5,300円となり、平成17年度の標準税率に対しまして、19年度の超過税率は実質的に1,200円の負担増という計算でございます。資料には記載しておりませんが、ちなみに平成16年度では同じ面積、税額を算出しましたところ、16年度では4万7,200円という結果でございました。

以上が提出させていただきました資料の説明でございます。どうぞよろしくご理解賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

委員長 ただいまの説明につきまして、皆さん質疑、意見ございますか。

田 島 今、吉田さんの苦しい、泣いてるような説明を聞いたんやけども、そら吉田さんとしたらやっぱり増税せんと町のことを思ったらほんまに大変やと訴えまと思いますな。わかります。しかし、やっぱり今度は町長は板挟みになるわけやな。町長はしんどいと思うわな。やっぱり増税せずして財産区の運用で増収しますと言うてるんで、その整理されてるんかいなと思って、町長はやっぱり公約で言うてる以上、今回初めて増税という言葉が出たんですけども、増税せずと言うてるから、その点、まあそら仕方ないですわな。台所の中に入ってみたらこんな状態かという、出る前はわからなかったと思うけども、その町長の立場も一遍考えてあげんと、やはり吉田さんの財政運用、それは上げなあかんということにはわかってます。理解します。ただ、町長の立場を考えたらんと、上げると言うて、町長もええ言うて、私らも賛成と言うてしもたら、町長は立場がないと思うんでな。その点、

まず整理しましょうか。

そして、今ずっと聞いてたんやけど、0.3の税率アップと、そしたら大体1,200円程度のアップかな。例えば私個人的な場合を例えたら、並みより以下の生活をしてますけども、その場合、その程度のアップですか。まず町長に答弁してもらって、それで個々の回答については吉田さんに。

石田町長 田島委員の温かいお気遣い、ありがとうございます。確かに公約で言うておりましたように、要は16年の7月に出てきた行政改革プラン、あれを私も当時議員として見せていただいた中で、おおむね今回選挙に出るときには前町政の行財政改革プランを踏襲するということ言うておりました。

ただ、当時からこの0.3%の超過課税の分が出ておりましたし、これについては単純に税を上げることなく、何か方法はないかなという形で選挙公約を言うておりました。ただ、確かに先ほど田島委員がおっしゃってくれたように、実際台所に入ってみて、いろいろ中身を見ていると、非常に議員のときにはわかり得なかったことが何倍もの情報が出てきた結果、非常に大変だなという実感をしたのは事実でございます。そしてまた、前回の議会でも答弁したように、想定外のこの11月30日の22名の退職者、これでの退職金で基金を想定外に使ってしまったという点で、選挙前の私のまだまだ大丈夫と言った根拠は、当時11億近くありました基金、16年度決算で約4億弱の基金の食いつぶしですね。で、16年度決算をやったと思います。私が監査をやっておりましたので。それをもう少し私は、17年度に関しては私の責任の範囲じゃないという、正直ありましたけども、18年度以降、単年度で3億を切る赤字額で何とか単年度いけるだろうと。それであれば11億残って、17年度にどれだけ使うかは別として、まだ3年、私の任期中、4年はもつだろうという形で、まだまだ財政は大丈夫という公約を出してたんですけども、ただそこが退職金の大幅な増加で基金をつぶしてしまったというのが1つございました。

そして、今回のこの最終、いろいろ考えた場合、増税もやむなしというところで、いろいろ実はぎりぎりまでこれを考えておりました。その中で先ほどから吉田課長の方で説明しているように、確かに率のアップではございます。ただ、住民負担からしてどれだけの負担増が金額的に出てくるのかというところをずうっと試算しておりました。その結果、今吉田課長の報告でありましたように、我々の目標にしているのは平成15年から16年の税額を何とかキープしたいという形でございます。そうしますと、平成16年ではこの同じ想定した150平米の土地に100平米の建物の建っている方を想定しますと、平成

16年には4万7,200円ちょうどしていた分が、今回評価がされることの結果、率を上げたところで4万5,300円と、逆に若干の減が出てるといって、これであればこの程度のトータルしての固定資産税のキープ、これはぜひともお願いしたいという結論に至って、今回の条例の変更という形をご提案させていただいております。

以上でございます。

田 島 一番こたえたのは、吉田さんが増税せんと住民サービスに影響を及ぼすと、そういうことになれば結局そのどちらかを取るんかとなったら、やっぱり住民サービス欠如になったら本当に住民が声を上げて怒ってくると思うんです。まず、そして町長の気持ちを先に披瀝してもらわんと、やっぱり町長も苦しいと思うわな。公約がやっぱり住民の審判を受けたんやから、それでやっぱりそういう町長の弁解というか、その言葉も入れた後、これを議論していかないかと思しますので、僕は僕なりに150平米ぐらいのもんかなと、そして1,000円ちょっとかなということで自分で判断します。あとの委員さんはまた判断していただいたらいいと思うので、やっぱり町長のこの言を入れとかんと僕らも議論できませんので、町長が認めてますんでね。そういう台所事情がわかったということで。

委員長 はい、ほかの人。

和田(勝) なし。

奥 野 ほかの方がいいようですので、私ちょっと質問させていただきます。

何から質問していいか、いろいろ考えながらあれですけども、また最終で将来の岬町の将来展望ということで質問も、今回これを含めているいろいろさせていただこうかなと思ってましたけども、前倒しでちょっと質問というような内容になりますけれども、皆さんいろいろお考えもあるかと思うんですけども、実は昨日私が家をちょっと留守にしている間に淡輪の住民の方が直接家に来られて、先ほど田島議員も言われたように町長の公約違反やということで、私にどんな意見かということで来られたと思うんですが、たまたま不在でしたので、まずそういう、その方の意見をちょっと家内が聞いてたのには、今回町税のそういう見直しがあると。それで、あとこれからどんなものが見直しがあるのかということも聞きたかったようで、一般住民さんはどれだけの町民負担をかけられるのかというのが第1点、不安に思われます。

ですので、もうそのあたりを明確にしないと住民さんから納得してもらえない。議員さんも含めて私もこれから本当にどうなっていくのかなというような不安があり、この議案もどういところで落ち着くのかなと思ってるんですけども、ですからある程度年度計

画というんですか、その辺がいろいろ進捗状況を見ながらこれを出そうか、これを出そうかというような感じだと思うんですけども、これからどんな住民負担がのしかかってくるのか、一般住民負担を含めてやはりその辺をもっと具体的な案を出し、これだけの予算を確保しなかったら本当に再建団体に転落するんやと。そしたら何億確保したら転落しないというような、そういう数字が、検討の材料が必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺、町長の考えはいかがですか。

石田町長 これにつきましては、逆に新しい議員の皆さん以外にご理解賜っていたと承知してはるんですけども、要は先ほども申しましたように、行財政改革プラン、これに沿って粛々と進めていくという形、それをまた最終的にこの間集中改革プランとしてご提示した、あのとおりに逆にきっちりいけるかどうかという問題だけにかかっていると思うんです。ただ、それがいろいろな面で狂ってきてるところがある。それを逆に修正していく必要があるんですけども、あのプランのとおり進めていけば22年に何とかやっていけるという形の計画をご提示させていただいておりますので、それに向けて我々は進んでいってる。それで、若干の微妙な差が出てるのは、例えばその人件費に関しましては予定よりも早いペースで今のところダウンしてるというのは先ほどご報告したとおりでございますし、ただ、それ以外に予定どおり進んでいないというところも今出てきております。これについてはせっかくプランを立てても実行しなければ意味がないという形、これは私、議会のときにも質問させていただいた、それが逆に今の立場になっておりまして、なぜ計画どおりできないのかなという点はこれから十分精査しながら、計画どおり進めていきたいと思っております。

以上でございます。

奥野 先ほどの関連で、昨年の現職の町会議員2人、現職の町長が逮捕されるという事態が起こり、その間半年間ぐらいはいろいろ議会も理事者側の進め方も停滞したというのが事実やと思います。ですから、今回それが昨年暮れぐらいいある程度片づき、予算組みというようなことで、急遽1月の集中改革プランに出てきたのかなと。実際その昨年の事件がなければもう少し段階を踏んで議論もできたかと思うんですけども、集中改革プランに乗ったとはいうものの、実際、1月のいつでしたか忘れちゃったけど、わずか2時間ぐらいいの中で説明をざあっと流してもらって、そして今回突然の議案提出というような形になっておりますので、私はもう少しやはり時間をかけて住民説明も含め、これから18年度でこれだけは確保したら再建団体に落ちないというような議論が必要じゃないかなというふうに

個人的には思ってるんですけども、以上です。

和田(博) ちょっと整理する意味で確認だけしておきたいと思います。

まず第1点は、超過課税、これは100分の3が出てきたんですけども、超過課税は府下ではどのような状況になっておるか。それと、都市計画税を阪南市あたりも取っておるわけでありましたが、もともとは都市計画税云々という話が出ておったというふうに記憶をしておるんですけども、このあたりとの整合性の話をできたらしていただきたいなど。この2点、お願いします。

吉田税務課長 固定資産税の超過課税でございますけども、超過課税という名目での府下の市町村という形では今現在のところはありません。ただ、従前から大阪府下の場合は都市計画税を採用しておりまして、その都市計画税につきましては大阪府下では、失礼しました、ちょっとその間、済みません、全国での超過課税、この採用につきましては全国2,300余りに対しまして185、それに加えまして都市計画税を採用している市町村725、約900の団体が採用している、全国レベルではそういう状況です。

ちょっと今、府下全体の分は都計では調べておりませんが、近隣の市町村では岸和田以南で調べました。岸和田以南では岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市というところが都市計画税、100分の0.3を適用しております。

以上です。

和田(博) 府下の都市計画税についてはまた後で教えていただくということで、阪南市の都市計画税は0.2のはずですけど、まだ3にはしてないでしょう。それはことしから新しくなるんか、それについても後で結構です。

それと、今回こういう経過に至ったのは、先ほど町長から話もありました。退職者がたくさんおったということと、先ほど課長の方から話がありましたように、評価替えで17年度の地価の公示価格がかなり下がってきたと、これも1つの原因であると、このように私自身も十分把握は、理解はしております。その上に立って今整理する意味で質問しておりますので、お願いしたいと思います。

後の方では、これをだから今言った都市計画税という形の中では整理はできなかったのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

吉田税務課長 まず、先ほどの阪南市の件でございます。阪南市は昭和63年に100分の0.2という形でスタートしております。で、平成18年度分から100分の0.3、18年度分からということでございます。

それと、都市計画税と固定資産税の整理でございますが、まず都市計画税は考え方として、原則的に市街化区域に課税をするというのが前提になっております。で、都市計画税を実施されることによって一般的にその都市計画は当該区域の土地、それとか家屋の価値が向上すると。その所有者の利益が増大すると認められて、受益者の関係に着目して課税するものと考えております。また、都市計画税は目的税で、用途は都市計画事業に限定されております。岬町の場合ですと下水道があるんですが、下水道では受益者負担やとか使用料とか、そういうものも納めるということになって、都市計画を入れますと二重払い的な考え方も出てこようかと思えます。また、岬町の下水道は市街化の中でもまださらに区域が限定されていると。で、期間が長期に、計画でも40年程度かかって、スタートの早いところ、遅いところとの差異が大きいということで、それに対しまして固定資産税の超過税率は町内すべての土地、家屋に広く、償却資産もそうですけども、課税されるもので、都市計画以外のところでも岬町としては税をもっているいろいろな公共施設の整備とかいろいろなものを整備していかなあきませんので、そういうことで固定資産税の超過課税を採用する方が、使う用途も限定されず、広くいけるのではないかとということで今回超過課税ということで考えさせてもらいました。

和田(博) 流れの中では都市計画税というふうな、過去にはそういう話が出たのは記憶にあるんですよ。超過課税というのは今回初めて出てきたので、そういう質問をしたんです。そして、都市計画税の場合はやっぱり下水道というのがあって、これはその下水道になじむということで、そういう話の中で過去にはそういう話が出たという記憶が実はあるんですよ。それで話したんですけど、これはちょっと考え、いろいろ調整もしたいので、暫時休憩さしてもらえませんか。

委員長 お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

めどは4時半、お願いします。

(午後4時15分 休憩)

(午後4時25分 再開)

委員長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その他の意見、ございますか。

反 保 1つお聞きしたいんですけど、多分に先日お聞きしたと思うんですけど、確認でちょっとお願いします。17条の当分の間、固定資産税の税率はという、この当分の間というの

をもう一遍確認したいんですけど、どのぐらいの期間を指してるのか、この以内でされるものか、そういうところをちょっと教えてほしいです。見解。94ページ、第17条。当分の間というのは。

石田町長 町長の石田でございます。ただいまの反保委員のご質問にお答えいたします。

本会議場でも総務部長の方からお答えしたように、我々理事者側の意見は統一しておりますので、おおむね3年をめどにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

反 保 ということは、3年をめどということは3年間の間ということですか、それとも3年を超えるかもわからないと。

石田町長 議会でも答弁いたしましたように、3年という形で、19、20、21という形で考えております。

以上でございます。

委員長 反保委員、よろしいですか。

反 保 はい。

委員長 ほかに。

奥 野 もうどなたもないようですので、ちょっと一言だけ済みません。先ほども少し質問させていただきましたが、先ほど3年間に限ってという答弁もありましたけども、私は今回の18年度予算には今回の税条例は反映はないということをお聞きしましたので、19年度からになってこようかと思えますけれども、先ほどの質問の中でも繰り返しのことですが、本当に先が見えない。これだけの総額で改革しなければいけないという目標額がありますけれども、実際それなら18年度で住民に対してやはりこういう項目だけは何とかお願いできないかというものが示すものがやはり要ると思うんですよね。そうでなかったらおまえら議員、何してたんやというのが正直なところがあります。それなら、本当ここまではどうしても再建団体に落とすわけにいかないの、住民にも納得をお願いしたいというのが私らのところもありますし、理事者側も当然そういう意見があるかと思うんですけど、これだけ上げればこれでいけるというのであれば、もうもろ手を上げて賛成するんですけども、そこらあたりやはり私は慎重にもっと協議を重ねて、これから水道の値上げ、ごみの有料化というようなことが出ようかと思えますが、そこあたりをもっと詳細な提示をする必要があるんじゃないかというふうに思いますが、町長、その辺のご意見はないですか。

石田町長 町長の石田でございます。奥野委員のご質問にお答えいたします。

確かに今委員がおっしゃった住民さんに対する説明責任というのを私たちは果たさなくてはいけないと思っております。そのためにも機構改革をして新たに住民の皆さんとの公聴広報という形で意見を聞き、また住民の皆さんにご理解賜るような形で我々の意見も出していくという形は今後詰めていきたいと思っておりますし、努めてまいりたいと思っております。

現在、おっしゃったように水道料の問題、そしてまたごみの有料化の問題等々ございます。その辺も今我々が考えているところ、その辺は明確に、今はあくまでも議員の皆さんにしかご提示してない部分、これを住民の皆さんにも直接これからお尋ねしていき、公表していきたい。そこで、私たちが出す部分と議員の皆さん方が直接住民の皆さんにご説明する部分と、この辺を調整というのはおかしな話なんですけども、我々の言う部分と議員の皆さんが有権者の皆さんに言う部分、この辺をどういった形でやっていくのか。例えばこういった出前議会のを各地でやっていくのか、その方がいいというのであればそういった形も検討させていただきますし、どういった形で住民の皆さんにご理解を賜りながら行政を進めていけるのか、これはまた議員の皆様方と今後ご相談していきたいと思っております。

以上でございます。

奥野 済みません、もう少し掘り下げて質問したいことがあるんですけども、再建団体に落ちるといふような言葉がよく出ますけれども、まあ私の資料で調べた中では、実質収支額が8億4,000万、16年ベースで8億4,000万を超えると赤字再建団体に落ちるんだというふうな数字があるんですけども、実際18年、この条例改正をしなければ19年度からどうなるのか、実質しなかったら落ちてしまうのか。そこらあたりは今回最終で質問しようと思っていたところですけども、少しその辺具体的に説明いただきたいと思いません。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行政の白井です。

それでは、私の方からちょっと具体的な数字も交えましてご報告させていただきたいと思えます。

まず、いつも金が足りない、収支のバランスが崩れてるということを説明しまして、その不足額を基金の取り崩しで補ってると説明いたしております。そしたら具体的に実際のどのくらい毎年毎年足りないのかということなんですけども、約4億円程度が毎年足りない

状況でございます。16年度の決算におきましても4億1,000万の基金の取り崩しをもってして、やっと黒字決算した状況でございます。17年度の当初におきましても4億9,000万、そして今回18年度の予算におきましても4億円という形で、ほぼ大体毎年毎年4億円くらい足りないという状況でございます。

そうしますと、4億を毎年財源確保すれば収支均衡するのかということになると、そうではないわけですね。先ほど言いましたとおり町税の落ち込みが毎年毎年出てきております。そしてまた、反対に介護保険とかの繰出金で、歳出の方で毎年1億円程度、何もしなければふえるような状況です。それを補う交付税制度の見直しも今のところ予定されておりませんので、そうしますと毎年新たに2億円くらい財源が不足するような状況が続いております。

そうしますと、何も改革をやりませんと単年度に足りない4億円に2億円、合わせると6億円毎年足りない状況なんですけども、先ほど言いましたとおり具体的には17年度でも4億9,000万、ことしも4億円、そういう形でほぼ大体不足額は一定になると。その差は何かといいますと、改革を行っているから、その財源不足額にほぼ見合う額を改革で補って、かろうじて毎年足りない4億円の額を維持してると、それが実態でございます。

ですので、このままで行ったら先がどうなるのかというと、当然毎年毎年これからの税収の状況とか、医療費の伸びとか、介護保険の量にもよるわけなんですけども、最低限今のペースでいきますと2億円ずつ毎年毎年、改革をしないと赤字が膨らんでいくという状況でございます。そうしますと、ことしは基金の取り崩しで対応できましたけれども、そうしますと、19年度は基金がございません。ですので、通常の足りない4億円分に改革が進みませんと新たな2億円の単年度の赤字要因がふえます。そうしますと、6億円、当初予算の段階で金が足りないという状況になると思います。そうしますと、それで決算を打ちますと、19年度の赤字が6億、そして20年度はその6億にまた2億足しますので8億円となりますと、そしたら20年度でパンクしてしまうと、そんな状況です。ですので、今の状況から逆算いたしますと、毎年2億円相当分の改革を進めること、その改革の中には当然歳入もあり歳出があると。そのうちの1つが今回ご提案させていただいてる内容かなということで、数字を交えまして、簡単でございますけれども、今の状況から今後の財政推移を見た場合の内容について簡単にご説明申し上げました。

以上です。

奥野 済みません、時間を取りまして。私はその辺を納得できないことには今回の、基本的にはもう上げないといけないというのは、やむを得ない、台所が火の車だというのがよく今の説明でもわかったんですけど、皆さんその辺どういうふうにお考えなのかかわからないんですけど、私はその落とさないためのどうしたらいいんかという具体策があまりなかったものでこういう質問をさしてもらったんですけど、去年は退職金が予定外に要ってしまったのでこういう事態にも、1年繰り上がったような状態かと思えますけれども、ほかにもっと何か手立てがないものかというふうに思ってるんですけど、どうにもならないというような状態かと思えますけれども、対住民に対してもやはりその辺の具体的な先ほど白井副理事が言われたようなものを説明をした段階で、再審議するのも1つの手立てじゃないのかなというふうにも思っております。

委員長 要望でよろしいですか。

奥野 はい。

委員長 ほかに。

田島 奥野委員は運営上のことを今言うてるわけやな。今の説明、4億、2億の分についてこの財源が不足しますよという答弁を聞いて、この部分について事前にこういう説明のもとでこの増税について協議したらいいのと違うかという運営上のことを今奥野さんは言うたわけやな。

奥野 まあ質問も含めてですけど。

田島 それをするならば、やっぱり委員長に諮ってくださいと言わないかんわな。委員長はそんな言われへん。委員長が気の毒と思う。そやから。

奥野 それは当然ここでやって。

田島 それは奥野さんが委員長に要望して、そしたら委員長は奥野さんの要望を受けて、各委員さん、奥野委員の要望はどうしますかってやって、そしてわしらはええわと言うんか、もうそこまでせんでええわしょと言うんか、そこを。

奥野 委員長、済みません。私の意見はそういう思いで、決して反対ではないんですけど、反保議員も先ほど当分の間というのを確認されたと思えますし、そういうようなあたりをどういうふうにするか、今田島議員からもアドバイスをいただきましたが、諮っていただけるならお諮りいただきたいと思いますが、委員長、いかがですか。

和田(勝) 反保議員さんと同じことを聞くんですが、この17条の当分の間、固定資産税のこの当分の間というのは、今町長も本会議で、私も中口部長も3年間と言ってると言っております。

したので、3年間と言うたということになりますと、別にここへ3年間と入れてもいいのじゃないかと思うんですけど、できれば3年間。当分の間と言ったらいつまでが当分の間やらわかれへんで、わかりにくいと思うんで、もう町長も中口部長も3年間とはっきり言うてるんでしたら、3年間と入れたらどうですかと思います。

田 島 今、運営上の話をしてるので。

和田(勝) どうですか、これについて答えはないんですか。ちょっと横へ入り過ぎたのかな。

田 島 ちょっと横へ入ってる。奥野さんの言うてるのは。

和田(勝) 当分の間と言うたんで、同じことを言うてるのかなと。

田 島 奥野さんはもうちょっと慎重に審議して採決したらどうかということやろ。このままの状態だったらもう委員長は採決に入らなしようがないので。流れとしたり。

和田(勝) そしたら、済みません、私はもう継続せんでも結構です。このままでやるように。

委員長 それでは皆さんの。田島さん、どうですか、今の件について。

田 島 僕は、民主主義やからね、各委員さんの意見に合わしますけどね。

委員長 それでは、今のところ和田さんが賛成で、田島さんは。

田 島 どの程度慎重審議するんか、ここの問題ですな。

委員長 反保さん。反保さんは先ほどの当分の間は3年間という確認をしたので、とりあえずそれでいいわけですな。

反 保 そうですね、はい。

委員長 済みません、和田委員。

和田(博) どこを見てもこういう税制改革というんですか、これは当然わかってる話ですけど、議事に預けられたということについては、議会の中でやっぱり慎重審議というのが要るわけで、税金を上げるって、府下で初めての超過課税を1日でというのは私自身もちょっとどうかというふうに思うんで、これは会期も23ですか、だからそれまで日もあることですから、もう一度委員会を開いたらいいんじゃないかなと、これについてはそのように思うんですけども、私個人としてはね。これは議長じゃないですよ、僕個人としてはね。

委員長 奥野さんはそういうことで、もう一度委員会を開いてほしいということですか。慎重審議。

奥 野 はい。この会期中でなくても、まだ6月議会まででも十分時間をかけてやってもいいんじゃないかというふうな気はあるんですけど。そんなにこの3月までという期限は私は決めてないんですけども。

田 島 できたら、僕も意見を言わないかんのやけども、やっぱりこれは今の説明を聞いたらもっと慎重にやってもいいんやけども、継続審議してもいいんやけども、しかし財政、予算のことやから早急にしてあげんと、やっぱり予算執行するに当たり税がなかったら予算を執行でけへんよってに、もう白か黒かはっきり決めてやった方がええと思うんやけどな。

奥 野 今回、税条例の絡みで18年度に反映するというあれはないように思っているんで、一般会計には影響はないというふうに私は考えてるんですけども、ですから19年度以降の見込みという考えのもとで、住民説明を十分して、やればいいんじゃないかというふうに思ってるんですけど。

吉田税務課長 法人均等割の方はこの案で示さしてもらってるのは、18年10月1日からで、固定の超過課税は19年1月1日、要するに固定は19年度からです。ただ、10月1日からの適用で、実際の税として反映するのは19年度になるかと思うんですけども、適用する期間が10月ですので、まあ最低限周知する期間ですね。それが何を基準にして何日ということはないんですけども、そういう面で行きますとこの議会で通過させていただいたら周知期間も何とかいけるであろうかなと、そう考えております。

以上です。

委員長 この辺で採決とっていいですか。

和田(博) 確認、継続するかしないか、多数決で。

委員長 では、今の件につきまして、継続するかどうか、まずそれを採決したいと思います。

まず、継続してするという人の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

委員長 継続審議は3人ですな。

和田(博) 先ほども言いましたが、継続ですけども、これはこの議会内にやってしまうということですよ。

委員長 はい。23日まででしょう。ちょっと言葉が説明不足ですけども、23日までにやるということですけども。

和田(勝) もう一遍やって。勘違いしたので。

委員長 今いろいろと意見が出ておまして、この税率の改正の件、23日の最終日までにもう一度検討するという人は挙手、お願いします。

(挙手少数)

委員長 それでは、継続しないでよろしいという人の挙手、お願いします。

(挙手多数)

委員長 いろいろと慎重審議、本当にありがとうございます。本件に対する委員の質疑はこれで終了させていただきたいと思います。

討論ございませんか。まず反対から。

田 島 反対がなければ。

委員長 それでは賛成討論。

田 島 まあいろいろありましたけど、結局増税の部分についてはやはり町長の公約的な部分について、先ほど町長からご答弁いただいた中で、やはり町長も自分で判断してそういうご答弁いただいたんで、私なりに結構ですから、あと町政の財政事情からやっぱり今説明いただいたら、毎年2億の財源不足と、単年度では4億の財源不足になると白井さんから聞いた中で、やはりいろいろ私なりに判断したら増税はやむを得ないと思うけども、やはり不満は不満ですよ。賛成であっても。不満であるけども、約束してほしいのは、この財政が立ち直った時点で、ひとつ何らかの方法で住民さんに還元される方法をまたひとつ、増税だけじゃなしに、増税せざるを得るときはいたし方ない。しかし、財政が潤って立ち直ったときにはやはりそういうことを忘れんとひとつ還元策を練ってもらって、そしてそれを実施していただくことを要望した上で、不満ではありますが、賛成討論としておきます。

和田(博) 和田博之です。賛成の立場で討論に参加したいと思います。

財政が厳しいというのは十分私自身も理解をしております。ただ、固定資産税を上げるということになりますと慎重審議が要ということで、先ほども継続という話をしましたが、ここで結論を出すということになりますと、やはり賛成をせざるを得んと、このように思います。ただ、その中で先ほどから話がございましたように、3年で見直しすると。この見直しするというのはただ見直しということだけではなくて、その間に行財政の改革をして、この超過課税、府下で初めてという形の中では見直しをしていくという約束をしていただいているということで、今回は賛成をいたします。先ほどから質疑応答がございました。このことを十分に踏まえまして、理事者の方については行財政の改革を進めていただきたいと、このように思います。

以上です。

奥 野 火の台所という事情では基本的には十分理解ができます。本来は賛成と言いたいところですが、あえて反対討論という形で申し上げたいと思います。

というのは、これをすんなり通すと、本当に町長の方にも議会の方にも大津波がやってくるような気がいたします。それを受けて立つ防潮堤があるのかなというふうに心配するところではありますが、この後どういうものが、何度も繰り返しますが、値上げ攻勢があるのかなというふうに思いますし、その辺を住民に十分な説明責任を果たさないことには大変なことになると思いますので、あえて今回、議論の中で反対という形で討論させていただきます。

反 保 一応私も今回賛成ということで手は挙げさせていただいてるんですけど、ただ、大手を振った賛成ではなしに、先ほどから皆さんおっしゃってますように、やはりこの賛成に対しては町の住民の方からの逆意見が非常に高くなるというのは予想の感でございます。でも、その中であえてそういうふうな体制にならざるを得ないという、そういう状況下の中ではやはりそういった皆さん方に周知徹底のほどをやらなかったら大きな、奥野委員の話じゃないですけど、大きな障害が生じると、そういうふうに思っております。その辺をできるだけクリアしていただいた上での賛成ということで、非常に困難な道中があると思うんですけど、一応賛成意見として。

和田(勝) 私も賛成ということで、あれですけど、今さいぜん、今になってこんなことを言うたらええんかなと思うんですけど、賛成です。だけど、当分の間と言うたやつだね、3年間で書きかえてもらえるのかどうか、できたら書きかえていただきたいというあれです。今言うてももう遅いんやな。それならもう仕方おまへん。

委員長 では、ここで採決をとらさせていただきます。

議案第31号「岬町税条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員長 賛成多数、よって議案第31号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件15、議案第39号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件についても本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第39号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第39号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件16、議案第40号「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見、お願いします。

(「なし」の声あり)

田 島 改正の部分では「財政上必要と認めるときは」と。「必要と認めるとき」と「必要がある」と認めるとき」となっていますので、その意味の解釈をちょっと教えてください。文言、第5条でね、「必要と認めるときは」と、「必要があると認めるときは」でどういう意味の解釈の違い。

白井総務部副理事兼行政改革推進室長 行革の白井です。

はっきり言いまして表現上の問題かなと思うんですけども、必要があると認めるときというのを、「がある」というのを抜いております。これは他の基金条例との表現上の整合性をとったと、そのために今回財産区の基金条例につきましても必要、「がある」という言葉をあえてカットさせていただきまして、意味としては全く一緒でございます。ただ、表現上、基金条例を統一したいということで、こういう内容で改正させていただきました。そのようにご理解願いたいと思います。

田 島 はい、結構です。

委員長 ほかになければ本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第40号「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致です。よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました案件16件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会いたします。

(午後5時 0分 閉会)

(午後5時 0分 協議会開会)

委員長 引き続き、総務文教委員会協議会を開会いたします。和田勝弘委員。

和田(勝) また、当てはまらないと言うかもわからへんけど、土取り跡のあそこにグラウンドをと
いうのを考えてくれるのかどうかだけ、町長にちょっと聞きたい。

石田町長 町長の石田でございます。正直申し上げまして、一生懸命考えております。

以上であります。

委員長 よろしいですか。

最後に残りました総務文教委員会の協議会の中で1件ありまして、18年度の地方税制の改正案の概要案について、吉田課長から説明があります。済みません、簡単にやっただけですか。

吉田税務課長 税務課の吉田です。よろしく申し上げます。お手元に18年度地方税制改正案の概要というペーパーをお出ししておりますけれども、それに沿って説明させていただきます。

地方税制等の一部を改正する法律案は、今国会において年度末に改正される見通しとされております。法律が公布された後、速やかに岬町税条例の一部を改正する必要が生じて

きますが、岬町議会を招集するいとまがないと見込まれますので、当該条例の一部改正については専決処分を行う予定で考えております。その専決処分の予定日は、平成18年3月31日でございます。

主な点の1番目としまして個人住民税の税率改正、これは町府民税でございますが、これまで、現在現行では200万円以下5%、700万円以下10%、700万円を超えるもの13%、それぞれ府と町の税率、括弧の中に書いていますとおりでございます。それを改正案では一律10%、府民税と町民税は4%、6%という比率でございます。これは19年度分からという考えです。

2番目、定率減税の廃止。現行では個人住民税所得税割額の7.5%、上限は2万円でございますが、それを改正案で19年度分から廃止されるという見通しでございます。

3番目、地震保険料控除の創設、これは新たに創設されるものかと思われま。損害保険料を改組して、現在の分を改組して地震保険料控除制度を新たに創設すると。これでは地震保険料等の2分の1、最高2万5,000円までを所得控除するというものでございます。

2番目に固定資産税の関係ですけれども、固定資産税の負担調整の考え方をもう少し簡素化するというものでございます。商業地等の宅地を、ここでは例に出しておりますけれども、現行では70%を超える60から70、40、40の中でもまた著しく下がった場合、あるいはその次に30%以上40未満、20%以上30未満と数多くの段階、非常に複雑な負担調整措置がとられておりますけれども、19年度からそれをさらに簡素化を図っていくという内容のものでございます。

次に裏面ですが、(2)番目で耐震改修促進税制の創設でございます。昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事をした場合、固定資産税の税額を次の期間2分の1に減額しますと。1戸当たり120平方メートル相当分までと思われま。平成18年から21年度末までの改修分で3年度分、22年から24年度末までの分が2年度分、25年から27年度末までの改修工事につきましては1年度分となっております。

3番目、自動車税、軽自動車税の制限税率の引き上げという点でございます。課税の自主権の拡大の観点から、自動車税、軽自動車税の制限税率を引き上げると。現行では標準税率の1.2倍から、改正案では1.5倍にまで引き上げることができるということになっております。岬町におきましては今のところこの考えは持っておりません。

4番、地方たばこ税の税率の引き上げでございます。都道府県と市町村それぞれありま

して、そのうち市町村の方では1,000本につき現行が2,977円に対しまして、改正案では3,298円にアップするということでございます。これは、今聞いておりますのは18年の7月1日からではないかと聞いております。

その他ですが、不動産取得税、これは直接町税ということではないんですけども、土地・住宅に係る税率の引き下げの措置を延長するというものでございます。

次、2番目、自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例の延長というのがなされる予定でございます。

以上が18年度の税制改正の概要でございます。

あと、それと、先ほど和田議長の方から府下市町村の都計の数ということをおっしゃっていただきましたが、府下43市町村のうち都市計画税を行っているところは36団体でございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

委員長 では、今の説明で質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、委員の皆さん、大変長い間ありがとうございました。傍聴議員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

これで総務文教委員会協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後5時 8分 協議会閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年3月9日

岬町議会

委員長 鍛 治 末 雄